

民行年No. 1 民事・行政年表（簡易）（その1）

債額階級	民事訴訟事件					民事調停事件	
	通常訴訟		手形・小切手訴訟				
	金銭	建物	土地	訴訟			
1 総 数	※1	※2				※3	
2 30万円まで							
3 60万円まで							
4 90万円まで							
5 140万円まで							
6 200万円まで							
7 500万円まで							
8 1000万円まで							
9 5000万円まで							
10 1 億円まで							
11 5 億円まで							
12 10 億円まで							
13 50 億円まで							
14 50 億円を超える							
15 算定不能 非財産権のもの							

【入力セル】
■ 自動計算
■ 業務系システムから数値を取り込める項目

年表作成上の留意事項

①事前確認

- 業務系システムの入力又は事件簿の記載が完了していることを当該入力又は記載担当者に確認したか
- 11月分の月報報告後に当年中の誤りを発見し、月報訂正報告書を提出している場合、12月分の月報報告において訂正分の数値を加減調整したか

②入力

- 数値を手入力する場合、誤って [] の画面に手入力していないか
 (補足) 1月から12月まで月ごとに手入力するのではなく、年間数値をまとめて手入力する場合には、「12月」を選択して手入力してください

【本表において特に注意すべき点】

- ※1について、次の数値と一致しているか
 • 月報【1010】の(2-い)の年間累計数
 • 月報【1020】の(1-い)の年間累計数
- ※2について、月報【1020】の(2-い)の年間累計数と一致しているか
- ※3について、次の数値と一致しているか
 • 月報【1010】の(21-い) + (24-い) + (26-い) + (27-い) + (30-い) + (31-い) + (34-い) の年間累計数
 • 年表【1120】の(1-い)
 (補足)

- 仮既済等再開により新受計上した件数について、(15)のいずれかに計上されているか

③確認・報告

- [] の表示 [] はないか

【「承認待」状態で「データ表示」機能を用いて確認可能な事項】

- 前年年表の数値と比較して、統計傾向が大幅に異なる数値はないか
 (補足) 前年から数値が大幅に増加している場合、手入力した数値と業務系システムから取り込んだ数値の両方を計上している可能性があります

～不明な点は作成要領で確認すること(統計システムダウンドロードページに掲載)～

民行年No. 1 民事・行政年表（簡易）（その1）

年表作成上の留意事項

【1120】表2 調停の受理区分表

事 件		新 受 総 数		
		(うち) 申 立 て		
		印 頭	定 型 書 面	そ の 他 の 書 面
1 総 数		※1		
2 (うち) 貸 金 業 関 係		※2		
3 信 販 関 係		※3		
4 (J) 一 般 調 停		※4		
5 (うち) 貸 金 業 関 係				
6 信 販 関 係				
7 (J) 宅 地 建 物 調 停				
8 (うち) 地 代 借 貨 増 減 調 停				
9 (t) 農 事 調 停				
10 (J) 商 事 調 停				
11 (うち) 貸 金 業 関 係				
12 信 販 関 係				
13 (交) 交 通 調 停				
14 (公) 公 害 等 調 停				
15 (特/J) 特 定 調 停				
16 (うち) 貸 金 業 関 係				
17 信 販 関 係				
	い ろ は に			

【入力セル】

- 自動計算
- 業務系システムから数値を取り込める項目
- 報告対象外

①事前確認

- 業務系システムの入力又は事件簿の記載が完了していることを当該入力又は記載担当者に確認したか
- 11月分の月報報告後に当年中の誤りを発見し、月報訂正報告書を提出している場合、12月分の月報報告において訂正分の数値を加減調整したか

②入力

- 数値を手入力する場合、誤って [] の画面に手入力していないか
(補足)「1月」から「12月」まで月ごとに手入力するのではなく、年間数値をまとめて手入力する場合には、「12月」を選択して手入力してください

【本表において特に注意すべき点】

- ※1について、次の数値と一致しているか
 - ・月報【1010】の(21・い) + (24・い) + (26・い) + (27・い) + (30・い) + (31・い) + (34・い)の年間累計数
 - ・年表【1111】の(1・へ)
- ※2について、月報【1010】の(22・い) + (28・い) + (35・い)の年間累計数と一致しているか
- ※3について、月報【1010】の(23・い) + (29・い) + (36・い)の年間累計数と一致しているか
- ※4について、月報【1010】の(21・い)の年間累計数と一致しているか
(補足) []

③確認・報告

- [] の表示 [] はないか

【「承認待」状態で「データ表示」機能を用いて確認可能な事項】

- 前年年表の数値と比較して、統計傾向が大幅に異なる数値はないか
(補足)前年から数値が大幅に増加している場合、手入力した数値と業務系システムから取り込んだ数値の両方を計上している可能性があります

～不明な点は作成要領で確認すること(統計システムダウンロードページに掲載)～

民行年No. 1 民事・行政年表（簡易）（その2）

【1140】 表4 未済の審理期間表（A表）

事 件	総 数	6 月 以 内	1 年 以 内	2 年 以 内	3 年 以 内	4 年 以 内	5 年 以 内	10 年 以 内	10 年 を 超える
1 (ハ) 通 常 訴 訟	※1								
2 (少コ) 少額訴訟から通常移行									

い ろ は に ほ へ と ち り

【入力セル】

■ 自動計算

■ 業務系システムから数値を取り込める項目

年表作成上の留意事項

①事前確認

- 業務系システムの入力又は事件簿の記載が完了していることを当該入力又は記載担当者に確認したか
- 11月分の月報報告後に当年中の誤りを発見し、月報訂正報告書を提出している場合、12月分の月報報告において訂正分の数値を加減調整したか

②入力

- 数値を手入力する場合、誤って [] の画面に手入力していないか
(補足)「1月」から「12月」まで月ごとに手入力するのではなく、年間数値をまとめて手入力する場合には、「12月」を選択して手入力してください

【本表において特に注意すべき点】

- ※1について、12月分の月報【1010】の(2・は)と一致しているか

③確認・報告

- [] の表示 [] はないか

【「承認待」状態で「データ表示」機能を用いて確認可能な事項】

- 前年年表の数値と比較して、統計傾向が大幅に異なる数値はないか
(補足)前年から数値が大幅に増加している場合、手入力した数値と業務系システムから取り込んだ数値の両方を計上している可能性があります

～不明な点は作成要領で確認すること(統計システムダウンロードページに掲載)～

民行年No. 1 民事・行政年表（簡易）（その2）

【1160】表4 未済の審理期間表（C表）

事 件	総 数	3 月 以 内	6 月 以 内	1 年 以 内	2 年 以 内	3 年 以 内	4 年 以 内	5 年 以 内	10 年 以 内	10年を超える
1 総 数										
2 (1) 一般調停	※1									
3 (2) 宅地建物調停										
4 (3) 農事調停										
5 (4) 商事調停										
6 (交) 交通調停										
7 (公) 公害等調停										
8 (特) 特定調停										
	い ろ は に ほ へ と ち り ぬ									

【入力セル】

■ 自動計算

■ 業務系システムから数値を取り込める項目

年表作成上の留意事項

①事前確認

- 業務系システムの入力又は事件簿の記載が完了していることを当該入力又は記載担当者に確認したか
- 11月分の月報報告後に当年中の誤りを発見し、月報訂正報告書を提出している場合、12月分の月報報告において訂正分の数値を加減調整したか

②入力

- 数値を手入力する場合、誤って [] の画面に手入力していないか
(補足)「1月」から「12月」まで月ごとに手入力するのではなく、年間数値をまとめて手入力する場合には、「12月」を選択して手入力してください

【本表において特に注意すべき点】

- ※1について、12月分の月報【1010】の(21・は)と一致しているか

③確認・報告

- [] の表示 [] はないか

【「承認待」状態で「データ表示」機能を用いて確認可能な事項】

- 前年年表の数値と比較して、統計傾向が大幅に異なる数値はないか
(補足)前年から数値が大幅に増加している場合、手入力した数値と業務系システムから取り込んだ数値の両方を計上している可能性があります

～不明な点は作成要領で確認すること(統計システムダウンロードページに掲載)～

民行年No. 1 民事・行政年表（簡易） (その2) 01.12 情報政策課

【1165】 表4 未済の審理期間表 (D表)

事 件	総 数	1 月 以 内	3 月 以 内	6 月 以 内	6 月 超 を る
1 (少コ) 少額訴訟					
2 (少エ) 少額訴訟判決に対する異議申立て	※1				

(注) (少コ) 少額訴訟には、少額訴訟から通常移行したものと除く。

【入力セル】

- 自動計算
- 業務系システムから数値を取り込める項目

年表作成上の留意事項

①事前確認

- 業務系システムの入力又は事件簿の記載が完了していることを当該入力又は記載担当者に確認したか
- 11月分の月報報告後に当年中の誤りを発見し、月報訂正報告書を提出している場合、12月分の月報報告において訂正分の数値を加減調整したか

②入力

- 数値を手入力する場合、誤って [] の画面に手入力していないか
(補足)「1月」から「12月」まで月ごとに手入力するのではなく、年間数値をまとめて手入力する場合には、「12月」を選択して手入力してください

【本表において特に注意すべき点】

- ※1について、12月分の月報【1010】の(5・は)と一致しているか

③確認・報告

- [] の表示 [] はないか

【「承認待」状態で「データ表示」機能を用いて確認可能な事項】

- 前年年表の数値と比較して、統計傾向が大幅に異なる数値はないか
(補足)前年から数値が大幅に増加している場合、手入力した数値と業務系システムから取り込んだ数値の両方を計上している可能性があります

年表作成上の留意事項

【1180】表1 民事控訴新受内訳表

訴 え の 目 的	件 数
1 総 数	※1
2 金 錢 を 目 的 と す る 訴 え	
3 (うち) 売買代金(売掛代金を含む)	
4 貸 金	
5 立替金・求償金等 (信販関係事件に限る)	
6 交 通 事 故 に よ る 損 害 賠 償	
7 (慰謝料を含む)	
8 そ の 他 の 損 害 賠 償 (慰謝料を含む)	
9 手形・小切手金(異議を除く)	
10 手 形 ・ 小 切 手 異 議	
11 金 錢 債 権 債 務 存 否 確 認	
12 建 物 を 目 的 と す る 訴 え	
13 土 地 を 目 的 と す る 訴 え (境界(筆界)に関する訴えを除く)	
14 請 求 異 議 の 訴 え	
15 第 三 者 異 議 の 訴 え	
16 そ の 他 の 訴 え	
17 (金銭) 建 築 請 負 代 金 等	
18 を 目 的 に す る 建 築 瑕 痘 に よ る 損 害 賠 償	
19 と す る 医 療 行 為 に よ る 損 害 賠 償	
20 公 害 に よ る 損 害 賠 償	
21 訴 え の 労 働 に 關 す る 訴 え	
22 うち) 知 的 財 産 権 に 關 す る 訴 え	
23 労 働 に 關 す る 訴 え (金銭を目的とする訴えを除く)	
24 知 的 財 産 権 に 關 す る 訴 え (金銭を目的とする訴えを除く)	
25 公 害 に 係 る 差 止 め の 訴 え	
26 境 界 (筆 界) に 關 す る 訴 え	

(注) 「金銭を目的とする訴え」欄には、うち数として表示された件名以外の「その他」の事件を含めて計上する。

①事前確認

- 業務系システムの入力又は事件簿の記載が完了していることを当該入力又は記載担当者に確認したか

②入力

【本表において特に注意すべき点】

- ※1について、次の数値と一致しているか
 ・年表【1201】の(1・い)
 ・月報【1040】の(5・い)の年間累計数
 (補足)

③確認・報告

- の表示 はないか

～不明な点は作成要領で確認すること(統計システムダウンロードページに掲載)～

【入力セル】

■ 自動計算

▣ MINTASから数値を取り込める項目

民行年No.2 民事・行政年表（地方）（その1）

【1201】表2 訴訟・調停等新受の訴額等内訳表

訴額階級	控訴	民事訴訟事件						手形・人訴訟	行政訴訟	民事訴訟	労働事件				
		第一審													
		(ワ) 通常訴訟	金銭	建物	土地	人訴訟	小切手訴訟								
1 総数	※1		※2	※3											
2 30万円まで															
3 60万円まで															
4 90万円まで															
5 140万円まで															
6 200万円まで															
7 500万円まで															
8 1000万円まで															
9 5000万円まで															
10 1億円まで															
11 5億円まで															
12 10億円まで															
13 50億円まで															
14 50億円を超える															
15 算定不能 非財産権上のもの															

い ろ は に ほ へ と ち り め る

【入力セル】

■ 自動計算

▣ MINTASから数値を取り込める項目

■ 報告対象外

年表作成上の留意事項

①事前確認

- 業務系システムの入力又は事件簿の記載が完了していることを当該入力又は記載担当者に確認したか

②入力

【本表において特に注意すべき点】

- ※1について、月報【1040】の(5・い)の年間累計数と一致しているか
 ※2について、月報【1040】の(2・い)の年間累計数と一致しているか
 ※3について、月報【1050】の(3・い)の年間累計数と一致しているか
 (補足)

- 仮既済等再開により新受計上した件数について、(15)のいずれかに計上されているか

③確認・報告

- [表示] はないか

民行年No. 2

民事・行政年表（地方）（その2）

【1210】表3 未済の審理期間表（A表）

事 件	総 数	(うち) 合 議	6 月 以 内	1 年 以 内	2 年 以 内	3 年 以 内	4 年 以 内	5 年 以 内	10 年 以 内	10年を 超える
1(り) 第一審 通常訴訟	※1	※4								
2(外) 人 事 訴 訟										
3(レ) 控 訴	※2									
4(行り) 第一審 訴 訟	※3	※4								

い ろ は に ほ へ と ち り め

【入力セル】

- 自動計算
- ▣ MINTASから数値を取り込める項目
- 手入力をする項目
- 報告対象外

年表作成上の留意事項

①事前確認

- 業務系システムの入力又は事件簿の記載が完了していることを当該入力又は記載担当者に確認したか

②入力

- 数値を手入力する場合、誤って [] の画面に手入力していないか
(補足)「1月」から「12月」まで月ごとに手入力するのではなく、年間数値をまとめて手入力する場合には、「12月」を選択して手入力してください

【本表において特に注意すべき点】

- ※1について、12月分の月報【1040】の(2・は)と一致しているか
- ※2について、12月分の月報【1040】の(5・は)と一致しているか
- ※3について、12月分の月報【1040】の(59・は)と一致しているか
- ※4について、入力漏れがないか(必ず手入力)

③確認・報告

- [] の表示 [] はないか

～不明な点は作成要領で確認すること(統計システムダウンロードページに掲載)～

民行年No. 2 民事・行政年表（地方）（その2）

年表作成上の留意事項

【1220】表3 未済の審理期間表（B表）

事	件	総	数	3	月	以	内	6	月	以	1	年	以	2	年	を	超	える
1 (り) 抗告																		
2 (チ) 民事非訟																		
3 (ヒ) 商事非訟 (特別清算を除く)																		
4 (借) 借地非訟																		
8 (うち) 被災借地非訟																		
5 (ヨ) 保全命令		※1																
6 (うち) 仮処分		※2																
7 (労) 労働審判		※3																
		い	ろ	は	に	ほ	へ											

【入力セル】

- 自動計算
- ▣ MINTASから数値を取り込める項目
- 手入力をする項目

①事前確認

- 業務系システムの入力又は事件簿の記載が完了していることを当該入力又は記載担当者に確認したか
- 11月分の月報報告後に当年中の誤りを発見し、月報訂正報告書を提出している場合、12月分の月報報告において訂正分の数値を加減調整したか

②入力

- 数値を手入力する場合、誤って [] の画面に手入力していないか
(補足)「1月」から「12月」まで月ごとに手入力するのではなく、年間数値をまとめて手入力する場合には、「12月」を選択して手入力してください

【本表において特に注意すべき点】

- ※1について、12月分の月報【1040】の(19・は)と一致しているか
- ※2について、12月分の月報【1040】の(20・は)と一致しているか
- ※3について、12月分の月報【1040】の(78・は)と一致しているか

③確認・報告

- [] の表示 [] はないか

～不明な点は作成要領で確認すること(統計システムダウンロードページに掲載)～

民行年No. 2 民事・行政年表（地方）（その2）

【1230】表3 未済の審理期間表（C表）

事 件	総 数	6 月 以 内	1 年 以 内	2 年 以 内	3 年 以 内	5 年 以 内	10 年 以 内	10 年 を 超 える
1 (イ) 配 当 等 手 続	※1	債	債	債	債	債	債	債
2 強 制 (ス) 不 動 産 等 執 行	※2	不 動	不 動	不 動	不 動	不 動	不 動	不 動
3 執 行 (ル) 債 権 等 執 行	※3	債	債	債	債	債	債	債
4 担 保 権 (ケ) 不 動 産 等 担 保 権 実 行	※4	不 動	不 動	不 動	不 動	不 動	不 動	不 動
5 実 行 (ナ) 債 権 等 担 保 権 実 行	※5	債	債	債	債	債	債	債
6 (企) 企 業 担 保 権 実 行								
7 (フ) 破 産	※6	破	破	破	破	破	破	破
8 (ア) 和 認								
9 (再) 再 生		通 再	通 再	通 再	通 再	通 再	通 再	通 再
10 (イ) 会 社 更 生								
11 (ヒ) の 全 社 清 算								
12 うち 特 別 清 算								
13 (船) 船舶所有者等責任制限								
14 (油) 油 漏 損 害 賠 償 責 任 制 限								
15 (集) 簡 易 裁 定								
15 (再) 小 規 模 個 人 再 生		個 再	個 再	個 再	個 再	個 再	個 再	個 再
16 (再) 給 与 所 得 者 等 再 生		個 再	個 再	個 再	個 再	個 再	個 再	個 再
17 (財) 財 産 開 示		不 動	不 動	不 動	不 動	不 動	不 動	不 動
い ろ は に ほ へ と ち								

（注）「(再)再生」欄、「(再)小規模個人再生」欄、「(再)給与所得者等再生」欄及び「(イ)会社更生」欄には、再生計画認可決定後の未済事件及び更生計画認可決定後の未済事件をそれぞれ除いた件数を計上する。

【入力セル】

自動計算

不動 民事執行処理システム（不動産）から数値を取り込める項目

債 債権執行事件管理プログラム（債権）から数値を取り込める項目

破 破産事件処理プログラムから数値を取り込める項目

通再 通常再生事件処理プログラムから数値を取り込める項目

個再 個人再生事件処理プログラムから数値を取り込める項目

手入力する項目

報告対象外

年表作成上の留意事項

①事前確認

- 業務系システムの入力又は事件簿の記載が完了していることを当該入力又は記載担当者に確認したか
- 11月分の月報報告後に当年中の誤りを発見し、月報訂正報告書を提出している場合、12月分の月報報告において訂正分の数値を加減調整したか

②入力

- 数値を手入力する場合、誤って [] の画面に手入力していないか
(補足)「1月」から「12月」まで月ごとに手入力するのではなく、年間数値をまとめて手入力する場合には、「12月」を選択して手入力してください

【本表において特に注意すべき点】

- ※1について、12月分の月報【1040】の(25・は)と一致しているか
 ※2について、12月分の月報【1040】の(27・は)と一致しているか
 ※3について、12月分の月報【1040】の(29・は)と一致しているか
 ※4について、12月分の月報【1040】の(31・は)と一致しているか
 ※5について、12月分の月報【1040】の(33・は)と一致しているか
 ※6について、12月分の月報【1040】の(35・は)+(38・は)と一致しているか

③確認・報告

- [] の表示 [] はないか

【「承認待」状態で「データ表示」機能を用いて確認可能な事項】

- 前年年表の数値と比較して、統計傾向が大幅に異なる数値はないか
(補足)前年から数値が大幅に増加している場合、手入力した数値と業務系システムから取り込んだ数値の両方を計上している可能性があります

～不明な点は作成要領で確認すること(統計システムダウンロードページに掲載)～

民行年No. 2 民事・行政年表（地方）（その2）

【1240】表3 未済の審理期間表（D表）

事 件	総 数	3 月 以 内	6 月 以 内	1 年 以 内	2 年 以 内	3 年 以 内	4 年 以 内	5 年 以 内	10 年 以 内	10 年 を 超 え る
1 総 数										
2 (ア) 一般調停	※1									
3 (イ) 宅地建物調停										
4 (乙) 農事調停										
5 (メ) 商事調停										
6 (ス) 鉱害調停										
7 (交) 交通調停										
8 (公) 公害等調停										
9 (特ア) 特定調停										

い ろ は に ほ へ と ち り め

【入力セル】

■ 自動計算

図 MINTASから数値を取り込む項目

年表作成上の留意事項

①事前確認

 業務系システムの入力又は事件簿の記載が完了していることを当該入力又は記載担当者に確認したか

②入力

【本表において特に注意すべき点】

 ※1について、12月分の月報【1040】の(47・は)と一致しているか

③確認・報告

 [] の表示 [] はないか

～不明な点は作成要領で確認すること(統計システムダウンロードページに掲載)～

民行年No. 2 民事・行政年表（地方）（その3）

【1250】表4 調停の受理区分表

事 件		新 受 総 数			
		(うち) 申 立 て			
		口 頭	定 型	書 面	そ の 他 の 面
1 総 数		※1			
2 (うち) 貸 金 業 関 係		※2			
3 信 販 関 係		※3			
4 (ア) 一 般 調 停		※4			
5 (うち) 貸 金 業 関 係					
6 信 販 関 係					
7 (イ) 宅 地 建 物 調 停					
8 (うち) 地 代 借 貨 増 減 調 停					
9 (ア) 農 事 調 停					
10 (ア) 商 事 調 停					
11 (うち) 貸 金 業 関 係					
12 信 販 関 係					
13 (ス) 鉱 害 調 停					
14 (交) 交 通 調 停					
15 (公) 公 害 等 調 停					
16 (特ア) 特 定 調 停					
17 (うち) 貸 金 業 関 係					
18 信 販 関 係			ろ	は	に

【入力セル】

- 自動計算
- ▣ MINTASから数値を取り込める項目
- 報告対象外

年表作成上の留意事項

①事前確認

- 業務系システムの入力又は事件簿の記載が完了していることを当該入力又は記載担当者に確認したか

②入力

【本表において特に注意すべき点】

- ※1について、次の数値と一致しているか
 - ・月報【1040】の(47・い)+(50・い)+(52・い)+(53・い)+(56・い)+(57・い)+(58・い)+(69・い)の年間累計数
 - ・年表【1201】の(1・ぬ)
- ※2について、月報【1040】の(48・い)+(54・い)+(70・い)の年間累計数と一致しているか
- ※3について、月報【1040】の(49・い)+(55・い)+(71・い)の年間累計数と一致しているか
- ※4について、月報【1040】の(47・い)の年間累計数と一致しているか
 - (補足)

③確認・報告

- の表示 はないか

～不明な点は作成要領で確認すること(統計システムダウンロードページに掲載)～

民行年No. 2 民事・行政年表 (地方) (その3)

[1270] 表 6 破産事件等の既済・未済表

事 件	受								既								未								（うち） 認可決定の あつたもの	
	旧 受				新 受				開 始				決 定				開 始				決 定				（うち） 開決定の あつたもの	
	総 故	総 故	開 決 定 前	開 決 定 後	始 前	始 後	総 故	総 故	開 決 定 前	開 決 定 後	始 前	始 後	総 故	総 故	開 決 定 前	開 決 定 後	始 前	始 後	総 故	開 決 定 前	開 決 定 後	始 前	始 後			
1 (7) 破 産																										当年中に開 始決定の あつたもの
2 (1) 相 遺																										当年中に可 決の あつたもの
3 (再) 再 生																										当年中に可 決の あつたもの
4 (社) 会 社 更 生																										当年中に可 決の あつたもの
5 (社)の 企 業 計 算																										当年中に可 決の あつたもの
6 うち 特 別 清 算																										当年中に可 決の あつたもの
7 (再) 小 规 模 倒 人 再 生																										当年中に可 決の あつたもの
8 (再) 給 与 所 得 者 等 再 生																										当年中に可 決の あつたもの

【入力セル

破 破産事件処理プログラムから数値を取り込める項目

自動計算

通常再生事件処理プログラムから数値を取り込める項目

手入力をする項目

個人再生事件処理プログラムから数値を取り込む項目

報告対象外

年表作成上の留意事項

① 事前確認

- 業務系システムの入力又は事件簿の記載が完了していることを当該入力又は記載担当者に確認したか
 - 11月分の月報報告後に当年中の誤りを発見し、月報訂正報告書を提出している場合、12月分の月報報告において訂正分の数値を加減調整したか

②入力

- 数値を手入力する場合、誤って [] の画面に手入力していないか
(補足)「1月」から「12月」まで月ごとに手入力するのではなく、年間数値をまとめて手入力する場合には、「12月」を選択して手入力してください

【本表において特に注意すべき点】

- ※1について、月報【1040】の(44-ろ)の年間累計数と一致しているか
(補足) [REDACTED]

□ 次に該当する場合、「1月」から「11月」までの「データ入力」画面に数値を入力していないか
・※2について、業務系システムから「月次データ」の数値を取り込むか、又は手入力をする場合
・※3について、業務系システムから数値を取り込むか、又は手入力をする場合
・※4について、手入力をする場合
(補足) [REDACTED]

月報・年表入力シス
ム利用マニュアル③(入力編)添付の(資料)年表累計対応表参照)

③確認・報告

- の表示 はな

【「承認待」状態で「データ表示」機能を用いて確認可能な事項】

- 前年年表の数値と比較して、統計傾向が大幅に異なる数値はないか
(補足) 前年から数値が大幅に増加している場合、手入力した数値と業務系システムから取り込んだ数値の両方を計上している可能性があります

～不明な点は作成要領で確認すること(統計システムダウンロードページに掲載)～

民行年No. 2 民事・行政年表（地方）（その4）

【1280】 表7 雜新受内訳表 (A表) 行政雑		
事 件 の 種 類	基 本 法 条	件 数
1 行 政 雜 事 件 総 数 (受付通達別表第1及び第2)		M ※ 1
2 (うち) 3 裁判官に対する除斥又は忌避の申立て	民訴法 23, 24	
3 4 裁判所書記官に対する除斥又は忌避の申立て	民訴法 27, 23, 24	
4 12 救 助 の 申 立 て	民訴法 82	
5 15 閲覧等の制限の申立て	民訴法 92 I	
6 16 閲覧等の制限決定の取消しの申立て	民訴法 92 III	
7 21 文書提出命令の申立て	民訴法 219	

い
 (注) 行政雑事件総数欄には、受付通達別表第2の「15 雜事件」で地裁が扱うとされているもの及び同別表第1の「15 民事雑事件」又は「59 執行雑事件」に準じて行政雑事件とされたものの件数を計上する。

【入力セル】

□ MINTASから数値を取り込める項目

□ MINTASから取り込んだ数値と手入力した数値を合算する項目

年表作成上の留意事項

①事前確認

- 業務系システムの入力又は事件簿の記載が完了していることを当該入力又は記載担当者に確認したか
- 11月分の月報報告後に当年中の誤りを発見し、月報訂正報告書を提出している場合、12月分の月報報告において訂正分の数値を加減調整したか

②入力

- 数値を手入力する場合、誤って [] の画面に手入力していないか
 (補足)「1月」から「12月」まで月ごとに手入力するのではなく、年間数値をまとめて手入力する場合には、「12月」を選択して手入力してください

【本表において特に注意すべき点】

- ※1について、月報【1040】の(67-い)の年間累計数と一致しているか
 (補足) []

③確認・報告

- [] の表示 [] はないか

【「承認待」状態で「データ表示」機能を用いて確認可能な事項】

- 前年年表の数値と比較して、統計傾向が大幅に異なる数値はないか
 (補足) 前年から数値が大幅に増加している場合、手入力した数値と業務系システムから取り込んだ数値の両方を計上している可能性があります

～不明な点は作成要領で確認すること(統計システムダウンロードページに掲載)～

年表作成上の留意事項

【1290】表7 雜新受内訳表 (B表) 民事雑

事 件 の 種 類	基 本 法	条 件 数
1 民事・人身保護雑事件総数 (受付通達別表第1)		M ※1
2 3 裁判官に対する除斥又は忌避の申立て	民訴法 23, 24 非訟法 11, 12	M
3 4 裁判所書記官に対する除斥又は忌避の申立て	民訴法 27, 23, 24 非訟法 14, 11, 12	M
4 7 訴訟費用等の額の確定処分の申立て	民訴法 71 I, 72, 73, 85 非訟法 28, 29 II	M
5 12 救助の申立て	民訴法 82 非訟法 29 I	M
6 15 閲覧等の制限の申立て	民訴法 92 I 会社法 887 I 労審法 26 II 破産法 12 I 民再法 17 I 会社更生法 12 I 更特法 11, 176 承認援助法 14 I	M
7 16 閲覧等の制限決定の取消しの申立て	民訴法 92 III 会社法 887 III 労審法 26 II 破産法 12 III 民再法 17 III 会社更生法 12 III 更特法 11, 176 承認援助法 14 III	M
8 21 文書提出命令の申立て	民訴法 219 非訟法 53	M
9 61 破産宣告前の保全処分の申立て	破産法 165 更特法 495	
10 1163 和議開始決定前の保全処分の申立て	和議法 20	
11 70 再生手続開始決定前の保全処分の申立て	民再法 30, 79 更特法 462	
12 56 仮登記を命ずる処分の申立て	不登法 108	M
13 117 過剰手数料等の還付決定又は処分の申立て	民訴費用法 9, 10	
14 17 専門委員に対する除斥又は忌避の申立て	民訴法 92の6, 23, 24 非訟法 15, 11, 12	M
15 20 訴えの提起前における証拠収集処分の申立て	民訴法 132の4	M
16 42 配偶者暴力等に関する保護命令の効力の停止の申立て	配偶者暴力防止法 16 III, 28の2	M
17 43 配偶者暴力等に関する保護命令の取消しの申立て	配偶者暴力防止法 17, 28の2	M

①事前確認

- 業務系システムの入力又は事件簿の記載が完了していることを当該入力又は記載担当者に確認したか
- 11月分の月報報告後に当年中の誤りを発見し、月報訂正報告書を提出している場合、12月分の月報報告において訂正分の数値を加減調整したか

②入力

- 数値を手入力する場合、誤って [] の画面に手入力していないか
(補足)「1月」から「12月」まで月ごとに手入力するのではなく、年間数値をまとめて手入力する場合には、「12月」を選択して手入力してください

【本表において特に注意すべき点】

- ※1の数値と年表【1300】の(1・い)の合計数が月報【1040】の(24・い)の年間累計数と一致しているか
(補足)

(注意)

③確認・報告

- [] の表示 [] はないか

【「承認待」状態で「データ表示」機能を用いて確認可能な事項】

- 前年年表の数値と比較して、統計傾向が大幅に異なる数値はないか
(補足)前年から数値が大幅に増加している場合、手入力した数値と業務系システムから取り込んだ数値の両方を計上している可能性があります

～不明な点は作成要領で確認すること(統計システムダウンロードページに掲載)～

【入力セル】

M MINTASから取り込んだ数値と手入力した数値を合算する項目

[] 報告対象外

民行年No.2 民事・行政年表（地方）（その4）

【1300】表7 雜新受内訳表（C表）執行雑

事件の種類	基本法条	件数
1 執行雑事件総数 (受付通達別表第1)		不動・手 ※1
2 1 執行異議の申立て	民執法 11,167の4II 民保法 46	不動・債
3 7 売却等のための保全 処分等の申立て	民執法 55I, 55の2, 68の2I, IV, 77I, II, 121, 187 I, V, 188, 189 民執規 84, 175	不動
4 10 不動産等の損傷による 売却許可決定の取消し の申立て	民執法 75, 121, 188, 189 民執規 84, 97, 98, 98の2, 175, 176, 177, 177の2	不動
5 11 売却不動産等の引渡命令 の申立て	民執法 83, 121, 188, 189 民執規 84, 175	不動
6 23 仮付命令の申立て	民執法 159, 167の10, 193	債
7 24 謾渡命令等の申立て	民執法 161, 167, 167の10, 193	債
8 29 代替執行の申立て	民執法 171I	不動
9 31 間接強制の申立て	民執法 167の15I, 167の16, 172I, 173I	不動
10 45 換価命令の申立て	電話質法 11	債
11 46 強制執行等続行の決定 の申請	滞調法 8, 17, 19, 20, 20の8, 20 の10, 20の11	不動・債
12 48 滞納処分続行承認の決 定の申請求	滞調法 25, 33, 35, 36, 36の 11, 36の13, 36の14	不動・債
13 9 内覧実施命令の申立て	民執法 64の2I	不動
14 33 動産競売開始の許可 の申立て	民執法 190II	不動

い

【入力セル】

不動・手 民事執行処理システム（不動産）から取り込んだ数値と手入力した数値を合算する項目

不動・債 民事執行処理システム（不動産）及び債権執行事件管理プログラム（債権）から取り込んだ数値を合算する項目

不動 民事執行処理システム（不動産）から数値を取り込める項目

債 債権執行事件管理プログラム（債権）から数値を取り込む項目

※ 業務系システムを利用してない民事保全に関する数値等については、
別途該当欄に手入力してください

①事前確認

- 業務系システムの入力又は事件簿の記載が完了していることを当該入力又は記載担当者に確認したか
- 11月分の月報報告後に当年中の誤りを発見し、月報訂正報告書を提出している場合、12月分の月報報告において訂正分の数値を加減調整したか

②入力

- 数値を手入力する場合、誤って [] の画面に手入力していないか
(補足)「1月」から「12月」まで月ごとに手入力するのではなく、年間数値をまとめて手入力する場合には、「12月」を選択して手入力してください

【本表において特に注意すべき点】

- ※1について、債権執行に関する数値に入力漏れがないか（債権執行事件管理プログラム（債権）から数値を取り込むことができないため）
- ※1の数値と年表【1290】の(1・い)の合計数が月報【1040】の(24・い)の年間累計数と一致しているか
(補足)

(注意)

③確認・報告

- [] の表示([]) はないか

【「承認待」状態で「データ表示」機能を用いて確認可能な事項】

- 前年年表の数値と比較して、統計傾向が大幅に異なる数値はないか
(補足)前年から数値が大幅に増加している場合、手入力した数値と業務系システムから取り込んだ数値の両方を計上している可能性があります

～不明な点は作成要領で確認すること（統計システムダウンロードページに掲載）～

民行年No.3 民事・行政年表（高等）（その1）

【1310】 表1 民事控訴・上告新受内訳表

訴えの目的	上告	控訴
1 総 数	※1	※2
2 人事を目的とする訴え		
3 金銭を目的とする訴え		
4 (うち) 売買代金(売掛代金を含む)		
5 貸 金		
6 立替金・求償金等 (信販関係事件に限る)		
7 交通事故による損害賠償 (慰謝料を含む)		
8 その他の損害賠償 (慰謝料を含む)		
9 手形・小切手金(異議を除く)		
10 手形・小切手異議		
11 金銭債権債務存否確認		
12 建物を目的とする訴え		
13 土地を目的とする訴え (境界(筆界)に関する訴えを除く)		
14 請求異議の訴え		
15 第三者異議の訴え		
16 その他の訴え		
17 (金銭)建築請負代金等		
18 を目的 建築瑕疵による損害賠償		
19 医療行為による損害賠償		
20 とする公害による損害賠償		
21 勴働に関する訴え		
22 訴えの 知的財産権に関する訴え		
27 (うち) 簡易確定決定に対する異議		
23 労働に関する訴え (金銭を目的とする訴えを除く)		
24 知的財産権に関する訴え (金銭を目的とする訴えを除く)		
25 公害に係る差止めの訴え		
26 境界(筆界)に関する訴え		
28 共通義務確認の訴え		

い ろ

(注) 「金銭を目的とする訴え」欄には、うち数として表示された件名以外の「その他」の事件を含めて計上する。

年表作成上の留意事項

①事前確認

- 業務系システムの入力又は事件簿の記載が完了していることを当該入力又は記載担当者に確認したか

②入力

【本表において特に注意すべき点】

- ※1について、次の数値と一致しているか
・月報【1070】の(3-い)の年間累計数
・年表【1331】の(1-い)
 ※2について、次の数値と一致しているか
・月報【1070】の(2-い)の年間累計数
・年表【1331】の(1-ろ)
(補足)

③確認・報告

- の表示はないか

～不明な点は作成要領で確認すること(統計システムダウンロードページに掲載)～

【入力セル】

- 自動計算
▣ MINTASから数値を取り込める項目
■ 報告対象外

民行年No.3 民事・行政年表（高等）（その1）

年表作成上の留意事項

価額階級	民事訴訟事件		行政訴訟事件	
	上告	控訴	控訴	第一審
1 総 数	※1	※2	※3	※4
2 30万円まで				
3 60万円まで				
4 90万円まで				
5 140万円まで				
6 200万円まで				
7 500万円まで				
8 1000万円まで				
9 5000万円まで				
10 1 億円まで				
11 5 億円まで				
12 10 億円まで				
13 50 億円まで				
14 50 億円を超える				
15 算定不能 非財産権上のもの				
	い	ろ	は	に

【入力セル】

■ 自動計算

□ MINTASから数値を取り込める項目

①事前確認

- 業務系システムの入力又は事件簿の記載が完了していることを当該入力又は記載担当者に確認したか

②入力

【本表において特に注意すべき点】

- ※1について、次の数値と一致しているか
・月報【1070】の(3・い)の年間累計数
・年表【1310】の(1・い)
- ※2について、次の数値と一致しているか
・月報【1070】の(2・い)の年間累計数
・年表【1310】の(1・ろ)
- ※3について、月報【1070】の(22・い)の年間累計数と一致しているか
- ※4について、月報【1070】の(21・い)の年間累計数と一致しているか
(補足)
- 仮既済等再開により新受計上した件数について、(15)のいずれかに計上されているか

③確認・報告

- [] の表示 [] はないか

～不明な点は作成要領で確認すること(統計システムダウンロードページに掲載)～

民行年No.3 民事・行政年表（高等）（その2）

【1340】表3 未済の審理期間表（A表）

事 件	総 数	6 月 以 内	1 年 以 内	2 年 以 内	3 年 以 内	4 年 以 内	5 年 以 内	10 年 以 内	10 年 を 超 え る
1 (ネ) 控 訴	※1								
2 (ツ) 上 告	※2								
3 (行ケ) 第 一 審 訟 訟	※3								
4 (行コ) 控 訴	※4								

い ろ は に ほ へ と ち り

【入力セル】

■ 自動計算

▣ MINTASから数値を取り込める項目

年表作成上の留意事項

①事前確認

- 業務系システムの入力又は事件簿の記載が完了していることを当該入力又は記載担当者に確認したか

②入力

【本表において特に注意すべき点】

- ※1について、12月分の月報【1070】の(2・は)と一致しているか
 ※2について、12月分の月報【1070】の(3・は)と一致しているか
 ※3について、12月分の月報【1070】の(21・は)と一致しているか
 ※4について、12月分の月報【1070】の(22・は)と一致しているか

③確認・報告

- の表示 はないか

～不明な点は作成要領で確認すること（統計システムダウンロードページに掲載）～

民行年No.3 民事・行政年表（高等）（その2）

【1350】表3 未済の審理期間表（B表）

事 件	総 数	3月以内	6月以内	1年以内	2年以内	2年を超える
1 (彫) 抗 告	※1					
2 (行彫) 抗 告	※2					

い ろ は に ほ へ

【入力セル】

■ 自動計算

▣ MINTASから数値を取り込む項目

年表作成上の留意事項

①事前確認

- 業務系システムの入力又は事件簿の記載が完了していることを当該入力又は記載担当者に確認したか

②入力

【本表において特に注意すべき点】

- ※1について、12月分の月報【1070】の(7・は)と一致しているか
 ※2について、12月分の月報【1070】の(26・は)と一致しているか

③確認・報告

- [] の表示 [] はないか

～不明な点は作成要領で確認すること（統計システムダウンロードページに掲載）～

民行年No.3 民事・行政年表（高等）（その2）

未済欄=(前年未済)+(当年新受)-(当年既済)と自動計算

【1360】 (A表) 表4 抗告表 新受・既済・未済表

事 件	新 受	総 数	既 濟						未 済	
			決 定							
			却 下	棄 却	取 消 し	差 戻 し	移 送	命 令		
1 民 事・行 政 抗 告	※1	※2								
2 (うち) 配偶者暴力等に関する保護命令の申立てについての裁判に対するもの										

(注) 原裁判所が地方裁判所の事件数を計上する。

【入力セル】

■ 自動計算

■ MINTASから数値を取り込める項目

年表作成上の留意事項

①事前確認

- 業務系システムの入力又は事件簿の記載が完了していることを当該入力又は記載担当者に確認したか

②入力

【本表において特に注意すべき点】

- ※1の数値と年表【1385】の(1・い)の合計数が月報【1070】の(7・い)+(26・い)の年間累計数と一致しているか
 ※2の数値と年表【1385】の(1・ろ)の合計数が月報【1070】の(7・ろ)+(26・ろ)の年間累計数と一致しているか

(補足)

③確認・報告

- [] の表示 [] はないか

～不明な点は作成要領で確認すること(統計システムダウンロードページに掲載)～

民行年No.3 民事・行政年表（高等）（その2）

未済欄=(前年未済)+(当年新受)-(当年既済)と自動計算

【1365】表4 抗告表

事 件	新 受	既 潟					未 潟
		総 数	許 可	不 許 可	取 下 げ	そ の 他	
1 許 可 抗 告 申 立 て	い ろ	※1 は	※2 に	ほ	へ	と	

【入力セル】

■ 自動計算

■ MINTASから数値を取り込める項目

年表作成上の留意事項

①事前確認

- 業務系システムの入力又は事件簿の記載が完了していることを当該入力又は記載担当者に確認したか

②入力

【本表において特に注意すべき点】

- ※1について、次の数値と一致しているか
 ・年表【1370】の(1・ろ)
 ・月報【1070】の(11・い)+(30・い)の年間累計数
- ※2について、月報【1070】の(11・ろ)+(30・ろ)の年間累計数と一致しているか
 (補足)

③確認・報告

- [] の表示 [] はないか

～不明な点は作成要領で確認すること(統計システムダウンロードページに掲載)～

民行年No.3 民事・行政年表（高等）（その2）

【1370】表4 抗告表（B表）抗告及び抗告許可の申立ての要旨表

1	抗告及び許可抗告申立て新受総数	抗告	許可抗告申立て
		※1	※2
2 (うち)	裁判官に対する除斥・忌避申立て却下決定に対するもの		
3	裁判所書記官に対する除斥・忌避申立て却下決定に対するもの		
4	訴訟費用等の額の確定処分に対する異議申立てについての決定に対するもの		
5	救助の申立て却下決定に対するもの		
6	閲覧等制限決定の申立てについての裁判に対するもの		
7	文書提出命令の申立てについての決定に対するもの		
8	保全命令申立て却下決定に対するもの		
9	保全異議又は保全取消しの申立てについての決定に対するもの		
10	破産手続開始決定に対するもの		※3
11	借地条件変更の申立てについての決定に対するもの		
12	増改築許可の申立てについての決定に対するもの		
13	賃借権譲渡・転貸許可の申立てについての決定に対するもの		
14	執行抗告の原審却下決定に対するもの		
15	売却のための保全処分に対するもの		
16	売却許可決定に対するもの		
17	買受人の申立てによる引渡命令に対するもの		
18	財産開示手続実施決定に対するもの		

い ろ

年表作成上の留意事項

①事前確認

- 業務系システムの入力又は事件簿の記載が完了していることを当該入力又は記載担当者に確認したか

②入力

- 数値を手入力する場合、誤って [] の画面に手入力していないか
(補足)「1月」から「12月」まで月ごとに手入力するのではなく、年間数値をまとめて手入力する場合には、「12月」を選択して手入力してください

【本表において特に注意すべき点】

- ※1について、年表【1360】の(1-い)と一致しているか
 ※2について、年表【1365】の(1-い)と一致しているか
 ※3について、入力漏れがないか(必ず手入力)

③確認・報告

- [] の表示 [] はないか

～不明な点は作成要領で確認すること(統計システムダウンロードページに掲載)～

【入力セル】

- MINTASから数値を取り込める項目
 手入力をする項目

民行年No. 3

民事・行政年表（高等）（その3）

未済欄=(前年未済)+(当年新受)-(当年既済)と自動計算

(注) 特別養子縁組離縁があった場合には、「別一 63等 特別養子縁組等」欄の「認容」又は「却下」欄の上段にうち数として計上する。

【入力セル】

【人形セル】

■ 自動計算

年表作成上の留意事項

① 事前確認

□ 業務系システムの入力又は事件簿の記載が完了していることを当該入力又は記載担当者に確認したか

23

【大声において特に注意すべき】

七三七

③確認・報告

□ [REDACTED] の表示 [REDACTED] はないか

～不明な点は作成要領で確認すること(統計システムダウンロードページに掲載)～

ちょう印年No.1 ちょう用印紙額年表

高 地 京 業		種 類	ちょう用印紙額 円
1	○ ○ ○ ○	記 放	
2	○ ○ ○ ○	3 ~ 6 の 計	
3	○ ○ ○ ○	訴	第 一 葵 断 状 (民費 別表第一-1, 6の項) M・簡P
4	○ ○ ○ ○		控 訴 状 (民費 別表第一-2, 4の項) M
5	○ ○ ○ ○		上 告 状 (民費 別表第一-3, 4の項) M
6	○ ○ ○ ○		再 葵 断 状 (民費 別表第一-8の項) M・簡P
7	○ ○ ○ ○	8 ~ 27 の 計	
8	○ ○ ○ ○	抗 告 状 (民費 別表第一-18, 19の項)	M・不動
9		○ その他の 支 祕 費 保 (民費 別表第一-10の項)	
10	○	申 立 て , 民 事 事 案 (民費 別表第一-16の項)	
11	○	申 出 , 民 事 事 案 (民費 别表第一-12, 16の項)	
12	○ ○ 申	請 け 地 非 並 (民費 别表第一-13の項)	
13	○ ○ ○ ○	そ の 他 M・不動・破・通再	
14	○ ○	民 事 一 般 (民費 别表第一-14の項) M・簡P	
15	○ ○ ○		宅 地 建 物 (") M・簡P
16	○ ○ ○		農 事 (") M・簡P
17	○ ○ ○		民 事 調 附 事 (") M・簡P
18	○ ○ ○		の 申 立 て 金 害 (") M
19	○ ○ ○		交 通 (") M・簡P
20	○ ○ ○		公 害 等 (") M・簡P
21	○ ○ ○		特 定 (") M・簡P
22	○ ○ ○	家 事 家 別 别表第一-審 判 (民費 别表第一-15の項) M	
23	○ ○ ○	調 附 别表第二-審 判 (民費 别表第一-16の項) M	
24	○ ○ ○	申 立 て 調 附 (") M	
25	○ ○ ○	京 事 稽	M
26	○ ○ ○ ○	事件 等 へ の 登 載 ・ 記 録 を 署 し な い 申 立 て 等 不動 (一部)	
27	○ ○ ○ ○	執行 文 付 事 の 申 立 て (民費 别表第二の4の項)	

(注意)

- この表は、事件について、ちょう用された印紙額を次のとおり入力する。
- 3ないし6、8ないし25の各欄は、事件簿への登載及び事件簿への登載に代わるコンピューターの記録装置への記録に基づいた印紙額
- 26欄は、事件簿への登載又は事件簿への登載に代わるコンピューターの記録装置への記録を要しない申立て等(執行文付事の申立てを除く。)について、各府において集計した印紙額(並びの開示、解説及び書類の交付の手数料を含む。)
- 27欄は、執行文付事の申立てについて、各府において集計した印紙額
- 手数料が過大に納付されたことにより、又は申立ての押下若しくは取下げにより、現金若しくは再使用証明を付した収入印紙をもって還付した額(民費費用法9条1項、3項、5項、10項)、又は過大に納付された分について放棄された額は扣除せずにこの表に計上する。
- 再使用証明を付した印紙により納付された手数料の額は含めて計上する。
- 移送を受けた事件について移送前にちり用された印紙額は計上しない。
- 印は当該序で計上すべき欄を示すものである。

年表作成上の留意事項

①事前確認

- 業務系システムの入力又は事件簿の記載が完了していることを当該入力又は記載担当者に確認したか

- 「訴訟の目的の価額」等ではなく、「ちょう用された印紙額」を計上しているか

②入力

- 数値を手入力する場合、誤って [] の画面に手入力していないか
(補足)「1月」から「12月」まで月ごとに手入力するのではなく、年間数値をまとめて手入力する場合には、「12月」を選択して手入力してください

③確認・報告

- [] の表示 [] はないか

【承認待】状態で「データ表示」機能を用いて確認可能な事項】

- 前年年表の数値と比較して、統計傾向が大幅に異なる数値はないか
(補足)前年から数値が大幅に増加している場合、手入力した数値と業務系システムから取り込んだ数値の両方を計上している可能性があります

~不明な点は作成要領で確認すること(統計システムダウンロードページに掲載)~

【入力セル】

自動計算

業務系システムから数値を取り込める項目

※ 業務系システムの略称は次のとおり

M : MINTAS

簡P : 期日進行管理プログラム (簡裁民事事件用)

不動 : 民事執行処理システム (不動産)

(ただし、「(一部)」とあるものは、各府において、個別に同システムに登録している申立て等のみ)

破 : 破産事件処理プログラム

通再 : 通常再生事件処理プログラム

[] 手入力をする項目

令状年表

【2110】

処 分	総 数	速 捕 状			勾 留 状	勾 引 状	鑑定留置状		被 告 人	被 疑 者	身 体 檢 查 状	鑑 定 (处 分) 許 可 状	特 別 法 令
		総 数	通 常	緊 急			差 押 ・ 記 録 命 搜 索 (許 可) 状	・ 檢 証 計 可 状					
1	総 (2 と 3 の 計) 数												
2	差 付 に よ る も の					K ※1							
3	職 に よ る も の												
4	却 下					K ※1							
5	取 下 げ(撤 回)					K ※1							

(注)

1 この表には、召喚状の発付は計上しない。

2 勾引状の欄には、民事事件における不出頭証人に対する勾引状についても計上する。

【入力セル】 自動計算

K KEITASから取り込んだ数値と手入力した数値を合算する項目
(KEITASを利用していない場合には、全て手入力をする項目)

手入力をする項目

報告対象外

年表作成上の留意事項

①事前確認

- 業務系システムの入力又は事件簿の記載が完了していることを当該入力又は記載担当者に確認したか
- 11月分の月報報告後に当年中の誤りを発見し、月報訂正報告書を提出している場合、12月分の月報報告において訂正分の数値を加減調整したか

③確認・報告

- [] の表示 [] はないか

【「承認待」状態で「データ表示」機能を用いて確認可能な事項】

- 前年年表の数値と比較して、統計傾向が大幅に異なる数値はないか
(補足) 前年から数値が大幅に増加している場合、手入力した数値と業務系システムから取り込んだ数値の両方を計上している可能性があります

②入力

- 数値を手入力する場合、誤って [] の画面に手入力していないか
(補足) 「1月」から「12月」まで月ごとに手入力するのではなく、年間数値をまとめて手入力する場合には、「12月」を選択して手入力してください

【本表において特に注意すべき点】

- ※1について、手入力で数値を補完することを忘れていないか
(注意) ※1の各項目には、

~不明な点は作成要領で確認すること(統計システムダウロードページに掲載)~
~集計項目・条件表については、KEITAS操作マニュアル付録1を参照~

刑事年No.2 被告人の処遇（勾留・保釈関係）年表

【2120】 表1 勾留・保釈に関する手続表

終局前後別	当該年度に勾留状を発付された被告人員 (うち) 刑訴法343条の保釈失効人員	当該年度に勾留を取り消された人員		当該年度に保釈を許可された人員 (うち) 刑訴法87条 請求 職権 刑訴法91条	当該年度に保釈を許可された人員 (うち) 刑訴法90条の保釈 と (うち) 刑訴法91条の保釈			当該年度に勾留の執行を停止された人員 (うち) 刑訴法343条の再保釈の人員	当該年度に保釈を取消された人員			
		当該年度に勾留を取り消された人員			当該年度に保釈を許可された人員							
		請求	職権		(うち) 刑訴法90条の保釈	(うち) 刑訴法91条の保釈						
1 終局前（被告人）												
2 終局前（被疑者）												
3 終局後												

【入力セル】

 KEITASから数値を取り込める項目
(KEITASを利用してない場合には、手入力をする項目)

 手入力をする項目

 報告対象外

年表作成上の留意事項

①事前確認

- 業務系システムの入力又は事件簿の記載が完了していることを当該入力又は記載担当者に確認したか
(注意)「 画面」だけではなく「 画面」も適切に入力がされていないと、KEITASから正しい数値が
出力されません

②入力

- 数値を手入力する場合、誤って の画面に手入力していないか
(補足)「1月」から「12月」まで月ごとに手入力するのではなく、年間数値をまとめて手入力する場合には、「12月」
を選択して手入力してください

【本表において特に注意すべき点】

- KEITAS操作マニュアル付録1(P63以降)に記載されている【集計項目・条件表】等と異なる内容でKEITASに入
力していないか

③確認・報告

- の表示 はないか

【「承認待」状態で「データ表示」機能を用いて確認可能な事項】

- 前年年表の数値と比較して、統計傾向が大幅に異なる数値はないか
(補足)前年から数値が大幅に増加している場合、手入力した数値と業務系システムから取り込んだ数値の両方を
計上している可能性があります

～不明な点は作成要領で確認すること(統計システムダウンロードページに掲載)～

～集計項目・条件表については、KEITAS操作マニュアル付録1を参照～

刑事年No.3 刑事雑事件年表

【2150】表1 新受内訳表

事 件 の 種 類	基 本 法 条	新 受 人 員
1 総 数		
2 審判の併合並びに管轄の指定及び 移転・移送の請求	8, 15, 17, 19	K ※ 1
28 接見禁止等の請求	81, 207	K ※ 1
3 被告人		K ※ 1
4 被疑者		K ※ 1
5 勾留理由開示の請求	82, 207	K ※ 1
6 請求		K ※ 1
7 勾留取消しの請求	87, 91	K ※ 1
8 保釈の請求	88, 91	K ※ 1
9 保釈取消しの請求	96 I	K ※ 1
10 勾留執行停止の取消しの請求	96 I	K ※ 1
11 保釈保証金没取の請求	96 III	K ※ 1
12 起訴前の勾留延長及び再延長の請求	208, 208の2	K ※ 1
13 刑の執行猶予言渡取消しの請求 (うち)保護観察に付された刑の執行猶予の言渡取消しの請求	349	K ※ 1
14 準抗告	429	K ※ 1
15	430	K ※ 1
16 訴訟法上の令状請求	168, 199, 204, 205, 210, 218等	K ※ 1
17 その他訴訟法上の請求	21, 26, 123, 222, 299の5 I, 348, 350, 362, 467, 501, 502, 刑訴規13, 15, 66の2等	K ※ 1
18 特別法上の令状請求	少年法6の5, 43, 税犯法2, 関税法121, 更生保護法63, 遺亡犯罪人引渡法5, 25等	
19 (うち)少年法による親護状の請求	少年法43	
20 (うち)国税犯則取締法等による令状請求	税犯法2, 関税法121等	
21 その他特別法上の請求	少年法45, 刑訴法15 I - II, 16, 国連刑特法7 I - II, 陰罰法37, 没収応指法3, 遺亡犯罪人引渡法8, 銃砲の犯罪处罚法18 IV - VI, 22, 23, 26, 32, 37, 42, 43, 47, 62, 66, 67, 73, 承認特例法16 II - IV, 19, 20, 23等	K ※ 1
22 証拠開示に関する裁判の請求	316の25 I	K ※ 1
23	316の26 I	K ※ 1
24 裁判員法上の請求等	裁判員法3 I, 35, 41, 42, 43, 71 I, 72 I - II, 93, 94	K ※ 1
25 (うち)理由を示した不適任請求却下決定に対する異議申立て	裁判員法35	K ※ 1
26 (うち)裁判員・補充裁判員の解任請求	裁判員法41	K ※ 1
27 (うち)裁判員等の解任・選定取消請求却下決定に対する異議申立て	裁判員法42, 94	K ※ 1

注 「その他特別法上の請求」に計上するもののうち刑事損害賠償命令事件に関する申立てで民事雑事件に該当するものについては、件数を計上する。

年表作成上の留意事項

①事前確認

- 業務系システムの入力又は事件簿の記載が完了していることを当該入力又は記載担当者に確認したか
- 11月分の月報報告後に当年中の誤りを発見し、月報訂正報告書を提出している場合、12月分の月報報告において訂正分の数値を加減調整したか

②入力

- 数値を手入力する場合、誤って [] の画面に手入力していないか
(補足)1月から12月まで月ごとに手入力するのではなく、年間数値をまとめて手入力する場合には、「12月」を選択して手入力してください

【本表において特に注意すべき点】

- ※1について、手入力で数値を補完することを忘れていないか
(補足)※1の各項目には、[]

③確認・報告

- [] の表示 [] はないか

【「承認待」状態で「データ表示」機能を用いて確認可能な事項】

- 前年年表の数値と比較して、統計傾向が大幅に異なる数値はないか
(補足)前年から数値が大幅に増加している場合、手入力した数値と業務系システムから取り込んだ数値の両方を計上している可能性があります

【入力セル】
 自動計算
 手入力する項目

K KEITASから取り込んだ数値と手入力した数値を合算する項目
(KEITASを利用していない場合には、全て手入力する項目)

い

刑事年No.3 刑事雑事件年表

【2160】 表2 処分結果表

事	項	基	本	法	条	人	員
1	勾留理由開示の 被 告 人 側 の 請 求				82, 83, 207		K ※ 1
2	実 施 被 疑 者 側 の 請 求						K ※ 1
3	起訴前の勾留延長及び再延長の 請 求 の 却 下		208 II, 208の2				K ※ 1
4	準抗告による原裁判又は原処分の 取 消 し 変 更	429					K ※ 1
5		430					K ※ 1
14	接見禁止等の請求 の 禁 止 決 定	被 告 人			81, 207		K ※ 1
6		被 疑 者					K ※ 1
7	証拠開示に関する裁定 の 請 求 の 認 容 決 定 （一部認容を含む。）	檢 察 官 の 請 求		316の25 I			K ※ 1
8		被 告 人 側 の 請 求					K ※ 1
9	証拠開示に関する裁定 の 請 求 の 却 下 決 定 等	檢 察 官 の 請 求		316の26 I			K ※ 1, 2
10		被 告 人 側 の 請 求					K ※ 1, 2
11	裁判員法上の異議申立てによる 原裁判の取消し・不選任決定	裁 判 員 法 35					K ※ 1
12	請求による裁判員・補充裁判員の解任決定	裁 判 員 法 41					K ※ 1
13	裁判員法上の異議申立てによる原裁判 の取消し・解任（選任取消）決定	裁 判 員 法 42, 94					K ※ 1

【入力セル】

KEITASから取り込んだ数値と手入力した数値を合算する項目
(KEITASを利用していない場合には、全て手入力をする項目)

年表作成上の留意事項

①事前確認

業務系システムの入力又は事件簿の記載が完了していることを当該入力又は記載担当者に確認したか

②入力

数値を手入力する場合、誤って [] の画面に手入力していないか
(補足)「1月」から「12月」まで月ごとに手入力するのではなく、年間数値をまとめて手入力する場合には、「12月」を選択して手入力してください

【本表において特に注意すべき点】

※1, 2について、手入力で数値を補完することを忘れていないか
(補足)・※1の各項目には、 []

・※2の各項目には、証拠開示の裁定に係る請求について、一部認容された人員も計算する必要があります。
これについてはKEITASから数値を出力することができないため、手入力してください

③確認・報告

[] の表示 [] はないか

【「承認待」状態で「データ表示」機能を用いて確認可能な事項】

前年年表の数値と比較して、統計傾向が大幅に異なる数値はないか
(補足)前年から数値が大幅に増加している場合、手入力した数値と業務系システムから取り込んだ数値の両方を計上している可能性があります

～不明な点は作成要領で確認すること(統計システムダウンロードページに掲載)～
～集計項目・条件表については、KEITAS操作マニュアル付録1を参照～

刑事未済年表

【2180】表2 未済事件の審理期間表 (地方)

事 件	総 数	1 月 以 内	3 月 以 内	6 月 以 内	1 年 以 内	2 年 以 内	2 年 を 超 え る も の	合 議		単 独
								法 定	裁 定	
1 通常 第 一 審 事 件	※1									
3 (うち) 裁判員事件										
2 再 審 事 件										

い ろ は に ほ へ と ち り る

【入力セル】

■ 自動計算

■ KEITASから数値を取り込める項目

■ 報告対象外

年表作成上の留意事項

①事前確認

- 業務系システムの入力又は事件簿の記載が完了していることを当該入力又は記載担当者に確認したか
(注意)同一被告人に対する複数の事件について弁論併合決定があった場合、KEITASで併合の処理がされていないと、正しい数値がoutputされない
- 11月分の月報報告後に当年中の誤りを発見し、月報訂正報告書を提出している場合、12月分の月報報告において訂正分の数値を加減調整したか

②入力

- 数値を手入力する場合、誤って [] の画面に手入力していないか
(補足)「1月」から「12月」まで月ごとに手入力するのではなく、年間数値をまとめて手入力する場合には、「12月」を選択して手入力してください

【本表において特に注意すべき点】

- ※1について、12月分の月報【2030】の(2・は)と一致しているか

③確認・報告

- [] の表示 [] はないか

【「承認待」状態で「データ表示」機能を用いて確認可能な事項】

- 前年年表の数値と比較して、統計傾向が大幅に異なる数値はないか
(補足)前年から数値が大幅に増加している場合、手入力した数値と業務系システムから取り込んだ数値の両方を計上している可能性があります

～不明な点は作成要領で確認すること(統計システムダウンロードページに掲載)～

～集計項目・条件表については、KEITAS操作マニュアル付録1を参照～

審事年No. 1

家事審判事件細別年表

未済欄=(前年未済)+(当年新受)-(当年既済)と自動計算

72 別一 129 生活保護法 30 条									
73 別一 130 保護者選任等									
74 別一 131等 破産法 61 条									
95 別一 133 破産法 238 条									
98 別一 134 遺留分の算定に係る合意の許可									
15 未審査申立の認可等									
34 未審査申立の認可等									
70 未審査申立の認可等									
75 別表 第二審判事件総数	※7				※8				※9
76 別二 1 夫婦同居等									
78 別二 2 婚姻費用分担									
79 別二 3 子の監護									
80 (うち) 監護者の指定									
81 美育費用請求									
82 面会交換									
83 子の引取									
84 別二 4 財産分与									
85 別二 5等 祭祀の承継者									
86 別二 7 蔭縁後親権									
87 別二 8 親権者変更等									
88 別二 9等 扱養									
91 別二 12等 遺産分割等									
90 別二 14 寄与分									
110 別二 15 特別の寄与に関する処分									
97 別二 16 請求すべき按分割合									
92 別二 17 生活保護法 77 条									
77 家事訴訟 2 天職割合請求									
39 家事訴訟 3 娘姓入院慰労金									
73 家事訴訟 4 破産債権明細									

い ろ は に は へ と ち り め る

【入力セル】

■ 自動計算

□ MINTASから数値を取り込める項目

□ 手入力をする項目

■ 報告対象外

年表作成上の留意事項

①事前確認

- 業務系システムの入力又は事件簿の記載が完了していることを当該入力又は記載担当者に確認したか
- 11月分の月報報告後に当年中の誤りを発見し、月報訂正報告書を提出している場合、12月分の月報報告において訂正分の数値を加減調整したか

②入力

- 数値を手入力する場合、誤って [] の画面に手入力していないか
(補足)「1月」から「12月」まで月ごとに手入力するのではなく、年間数値をまとめて手入力する場合には、「12月」を選択して手入力してください

【本表において特に注意すべき点】

- ※1について、月報【3012】の(2-い)の年間累計数と一致しているか
 ※2について、月報【3012】の(2-ろ)の年間累計数と一致しているか
 ※3について、12月分の月報【3012】の(2-ほ)と一致しているか
 ※4について、月報【3012】の(3-い)の年間累計数と一致しているか
 ※5について、月報【3012】の(3-ろ)の年間累計数と一致しているか
 ※6について、12月分の月報【3012】の(3-ほ)と一致しているか
 ※7について、月報【3012】の(4-い)の年間累計数と一致しているか
 ※8について、月報【3012】の(4-ろ)の年間累計数と一致しているか
 ※9について、12月分の月報【3012】の(4-ほ)と一致しているか
- (補足) []

- 事件の申立ての趣旨が審判又は調停の途中で変更され、終局時の事件の内容が申立て時のそれと異なった事件について、受理時に計上した事件の種類に従って計上されているか

③確認・報告

- [] の表示 [] はないか

【「承認待」状態で「データ表示」機能を用いて確認可能な事項】

- 前年年表の数値と比較して、統計傾向が大幅に異なる数値はないか
(補足)前年から数値が大幅に増加している場合、手入力した数値と業務系システムから取り込んだ数値の両方を計上している可能性があります

家事年No.2 家事調停事件細別年表

未済欄=(前年未済)+(当年新受)-(当年既済)と自動計算

[3122]

事 件	新 書 面 に よ る 申 立 て	准 頭 に よ る 申 立 て	訴 訟 か ら 調 停 に 付 か れ た も の	そ の 他	既				済			異議申立て 合意に相当する審判に對するもの	
					審 判 か ら 調 停 に 付 か れ た も の	総 数	調 停 成 立	調 停 不 成 立	取 下 げ	合 意 に 相 當 す る 審 判 を し た も の	調 停 を し な い も の	そ の 他	
1 請 求 敗	※1												※3
2 別表 第二 調停事件総数	※4												※6
3 別二 1 夫婦同居等													
5 別二 2 婚姻費用分担													
6 別二 3 子の監護													
7 監護者の指定													
8 (うち) 養育費請求													
9 面会交流													
10 子の引渡し													
11 別二 4 財産分与													
12 別二 5等 祭祀の承継者													
13 別二 7 離縁後親権													
14 別二 8 親権者変更等													
15 別二 9等 扶養													
16 別二 12等 遺産分割等													
17 別二 14 寄与分													
34 別二 15 特別の寄与に関する処分													
33 別二 16 請求すべき分割合													
19 別二 17 生活保護法77条													
4 別二 2 夫婦間監督権													
16 別二 3 相続人確認等													
20 別二 4 破産法51条													
21 別表 第二以外の調停事件総数	※7												※9
22 婚姻中の夫婦間													
23 婚姻外の男女間													
24 離婚後の慰謝料等													
25 親族間の紛争													
26 合意に相当する審判事項													
27 協議離婚無効・取消													
28 認 知													
29 (うち) 婚出否認													
30 親子関係不存在確認													
31 離縁													
32 その他の													
	い	ろ	は	に	ほ	へ	と	ち	り	ぬ	る	を	わ
	そ	は	に	ほ	へ	と	ち	り	ぬ	る	を	わ	よ
	そ	は	に	ほ	へ	と	ち	り	ぬ	る	を	わ	た
	そ	は	に	ほ	へ	と	ち	り	ぬ	る	を	わ	れ

【入力セル】

■ 自動計算

□ MINTASから数値を取り込める項目

□ 手入力をする項目

■ 報告対象外

【3122】家事年No.2家事調停事件細別年表

年表作成上の留意事項

①事前確認

- 業務系システムの入力又は事件簿の記載が完了していることを当該入力又は記載担当者に確認したか
- 11月分の月報報告後に当年中の誤りを発見し、月報訂正報告書を提出している場合、12月分の月報報告において訂正分の数値を加減調整したか

②入力

- 数値を手入力する場合、誤って [] の画面に手入力していないか
(補足)「1月」から「12月」まで月ごとに手入力するのではなく、年間数値をまとめて手入力する場合には、「12月」を選択して手入力してください

【本表において特に注意すべき点】

- ※1について、月報【3012】の(6・い)の年間累計数と一致しているか
- ※2について、月報【3012】の(6・ろ)の年間累計数と一致しているか
- ※3について、12月分の月報【3012】の(6・ほ)と一致しているか
- ※4について、月報【3012】の(7・い)の年間累計数と一致しているか
- ※5について、月報【3012】の(7・ろ)の年間累計数と一致しているか
- ※6について、12月分の月報【3012】の(7・ほ)と一致しているか
- ※7について、月報【3012】の(9・い)の年間累計数と一致しているか
- ※8について、月報【3012】の(9・ろ)の年間累計数と一致しているか
- ※9について、12月分の月報【3012】の(9・ほ)と一致しているか
(補足) []
- 事件の申立ての趣旨が審判又は調停の途中で変更され、終局時の事件の内容が申立て時のそれと異なった事件について、受理時に計上した事件の種類に従って計上されているか

③確認・報告

- [] の表示 [] はないか

【「承認待」状態で「データ表示」機能を用いて確認可能な事項】

- 前年年表の数値と比較して、統計傾向が大幅に異なる数値はないか
(補足)前年から数値が大幅に増加している場合、手入力した数値と業務系システムから取り込んだ数値の両方を計上している可能性があります

～不明な点は作成要領で確認すること(統計システムダウンロードページに掲載)～

家事年No.3 家事審判事件及び家事調停事件の審理期間年表

【3142】

事 件	総 数	既 济						未 济						既 济 総 数	未 济 総 数
		1 月 以 内	3 月 以 内	6 月 以 内	1 年 以 内	2 年 以 内	2 年 を 超 える も の	3 月 以 内	6 月 以 内	1 年 以 内	2 年 以 内	3 年 以 内	3 年 を 超 える も の		
1 審判事件	総 数	※ 1						※ 2							
2 別表第一															
3 別表第二															
4 調停事件	総 数	※ 3						※ 4							
5 別表第二															
6 別表第二以外															

い ろ は に ほ へ と ち り め る を わ か よ た

【入力セル】

■ 自動計算

□ MINTASから数値を取り込める項目

■ 報告対象外

年表作成上の留意事項

①事前確認

- 業務系システムの入力又は事件簿の記載が完了していることを当該入力又は記載担当者に確認したか
- 11月分の月報報告後に当年中の誤りを発見し、月報訂正報告書を提出している場合、12月分の月報報告において訂正分の数値を加減調整したか

③確認・報告

- [] の表示 [] はないか

【「承認待」状態で「データ表示」機能を用いて確認可能な事項】

- 前年年表の数値と比較して、統計傾向が大幅に異なる数値はないか
(補足)前年から数値が大幅に増加している場合、手入力した数値と業務系システムから取り込んだ数値の両方を計上している可能性があります

②入力

- 数値を手入力する場合、誤って [] の画面に手入力していないか
(補足)「1月」から「12月」まで月ごとに手入力するのではなく、年間数値をまとめて手入力する場合には、「12月」を選択して手入力してください

【本表において特に注意すべき点】

- ※1について、年表【3113】の(1・へ)と一致しているか
- ※2について、年表【3113】の(1・る)と一致しているか
- ※3について、年表【3122】の(1・と)と一致しているか
- ※4について、年表【3122】の(1・よ)と一致しているか
- ※5について、「1月」から「11月」までの「データ入力」画面に数値を入力していないか
(補足) [] 月報・年表入力システム利用マニュアル③(入力編)添付の【資料】年表累計対応表参照)

～不明な点は作成要領で確認すること(統計システムダウンロードページに掲載)～

家事年No. 4 その他の家事事件年表

未済欄=(前年未済)+(当年新受)-(当年既済)と自動計算

【3172】 表1 審判前の保全処分及びその取消事件表

保全処分及びその取消事件	本案審判事件	既						既
		新受	総数	認容	却下	取下げ	その他	
1 総数								未済
2 審判前の保全処分の取消しの申立て								
3 財産の管理者の選任等の申立て								
4 財産の管理者の後見等を受けるべきことを命ずる処分の申立て								
5 仮差押え、仮処分その他の保全処分の申立て								
6 (うち) 金銭仮払仮処分	別二 1 夫婦同居等							
7	別二 2 婚姻費用分担							
8	別二 3 子の監護							
9	別二 10 扶養							
10	その他の							
11 (うち) 子の引渡しを命ずる仮処分	別二 3 子の監護							
12	別二 8 親権者変更等							
13	その他の							
14 義子となるべき者の監護者選任の申立て								
15 親権者、管理権者等の職務執行停止又は職務代行者選任の申立て								
16 親類との面会又は通話の制限の申立て								
17 児童の身辺へのつき走り又は住所等の付近のないかい禁止の申立て								

(注) 1 「仮差押え、仮処分その他の保全処分の申立て」欄に計上された事件の「(うち)金銭仮払仮処分」及び「(うち)子の引渡しを命ずる仮処分」については、内数として該当する各欄にも計上する。
 2 「(うち)金銭仮払仮処分」及び「(うち)子の引渡しを命ずる仮処分」について、1件として立てられた保全処分及びその取消事件に複数の本案審判事件が含まれている場合には、より上位に位置する本案審判事件1件を選択し、計上する。

【入力セル】

■ 自動計算

■ MINTASから数値を取り込める項目

■ 報告対象外

年表作成上の留意事項

①事前確認

- 業務系システムの入力又は事件簿の記載が完了していることを当該入力又は記載担当者に確認したか
- 11月分の月報報告後に当年中の誤りを発見し、月報訂正報告書を提出している場合、12月分の月報報告において訂正分の数値を加減調整したか

②入力

- 数値を手入力する場合、誤って [] の画面に手入力していないか
(補足)「1月」から「12月」まで月ごとに手入力するのではなく、年間数値をまとめて手入力する場合には、「12月」を選択して手入力してください

③確認・報告

- [] の表示 [] はないか

【「承認待」状態で「データ表示」機能を用いて確認可能な事項】

- 前年年表の数値と比較して、統計傾向が大幅に異なる数値はないか
(補足)前年から数値が大幅に増加している場合、手入力した数値と業務系システムから取り込んだ数値の両方を計上する可能性があります

家事年No.5 家事涉外事件新受年表

【3213】 (A表)

0	総	数
1	審 判 事 件 総 数	
2	別 表 第 一 審 判 事 件 総 数	
3	別一 1等 後 見 開 始 等	
4	別一 17等 保 佐 開 始 等	
5	別一 36等 補 助 開 始 等	
11	別一 3等 後 見 人 等 選 任	
10	別一 12等 利 益 相 反 特 代	
6	別一 55 不 在 者 財 産 管 理	
7	別一 56等 失 踪 宣 告 等	
8	別一 61 養 子 縁 組	
9	別一 63等 特 別 養 子 縁 組 等	
33	別一 84等 扶 养 義 務 設 定 等	
12	別一 92 相 統 限 定 承 認	
13	別一 95 相 統 放 棄	
14	別一 99 相 統 人 不 分 明	
15	別一 103 遺 言 書 の 檢 認	
16	別一 104 執 行 者 選 任	
17	別一 111等 任意後見契約に関する法律関係	
18	別一 122 戸 籍 法 の 氏 の 変 更	
19	別一 122 戸 籍 法 の 名 の 変 更	
20	別一 123 就 籍	
21	別一 124 戸 籍 訂 正	
22	別一 130 保 護 者 選 任 等	
23	別一 そ の 他	
24	別 表 第 二 審 判 事 件 総 数	
25	別二 2 婚 姻 費 用 分 担	
26	別二 3 子 の 監 護	
27	別二 4 財 産 分 与	
28	別二 8 観 権 者 変 更 等	
29	別二 9等 扶 养 等	
31	別二 12等 遺 产 分 割 等	
30	別二 14 寄 与 分	
32	別二 そ の 他	

(注) 家事涉外事件とは、申立人、相手方、審判を受ける者、参加人、被相続人、遺言者等の全部又は一部が外国人である家事事件をいう。

【入力セル】

■ 自動計算

□ MINTASから数値を取り込む項目

年表作成上の留意事項

①事前確認

□ 業務系システムの入力又は事件簿の記載が完了していることを当該入力又は記載担当者に確認したか
(補足) [REDACTED]

□ 11月分の月報報告後に当年中の誤りを発見し、月報訂正報告書を提出している場合、12月分の月報報告において訂正分の数値を加減調整したか

②入力

□ 数値を手入力する場合、誤って [REDACTED] の画面に手入力していないか
(補足) 「1月」から「12月」まで月ごとに手入力するのではなく、年間数値をまとめて手入力する場合には、「12月」を選択して手入力してください

③確認・報告

□ [REDACTED] の表示 [REDACTED] はないか

【「承認待」状態で「データ表示」機能を用いて確認可能な事項】

□ 前年年表の数値と比較して、統計傾向が大幅に異なる数値はないか

(補足) 前年から数値が大幅に増加している場合、手入力した数値と業務系システムから取り込んだ数値の両方を計上している可能性があります

～不明な点は作成要領で確認すること(統計システムダウンロードページに掲載)～

家事年No.5 家事涉外事件新受年表

【3223】 (B表)

1	調	停	事	件	総	数	い							
2	別	表	第	二	調	停	事	件	総	数	い			
3	別	二	2	婚	姻	費	用	分	担	い				
4	別	二	3	子	の	監	護	い						
5	別	二	4	財	産	分	与	い						
6	別	二	8	親	權	者	変	更	等	い				
7	別	二	9等	扶	養	い								
9	別	二	12等	遺	產	分	割	等	い					
8	別	二	14	寄	与	分	い							
10	別	二	そ	の	他	い								
11	別	表	第	二	以	外	の	調	停	事	件	総	数	い
12	婚	姻	中	の	夫	婦	間	い						
13	合	意	に	相	當	す	る	審	判	事	項	い		
14	別	二	外	そ	の	他	い							

(注) 家事涉外事件とは、申立人、相手方、審判を受ける者、参加人、被相続人、遺言者等の全部又は一部が外国人である家事事件をいう。

【入力セル】

■ 自動計算

□ MINTASから数値を取り込める項目

年表作成上の留意事項

①事前確認

- 業務系システムの入力又は事件簿の記載が完了していることを当該入力又は記載担当者に確認したか
(補足) [REDACTED]
- 11月分の月報報告後に当年中の誤りを発見し、月報訂正報告書を提出している場合、12月分の月報報告において訂正分の数値を加減調整したか

②入力

- 数値を手入力する場合、誤って [REDACTED] の画面に手入力していないか
(補足)「1月」から「12月」まで月ごとに手入力するのではなく、年間数値をまとめて手入力する場合には、「12月」を選択して手入力してください

③確認・報告

- [REDACTED] の表示 [REDACTED] はないか

【「承認待」状態で「データ表示」機能を用いて確認可能な事項】

- 前年年表の数値と比較して、統計傾向が大幅に異なる数値はないか
(補足)前年から数値が大幅に増加している場合、手入力した数値と業務系システムから取り込んだ数値の両方を計上している可能性があります

～不明な点は作成要領で確認すること(統計システムダウンロードページに掲載)～

家事年No. 4 その他の家事事件年表

[3230] 表4 雜新受内訳表

事 件 の 種 類	基 本 法 条 件 数
民事雑事件に該当する申立て総数 (受付通達別表第1及び第5)	※1
2 3 裁判官に対する除斥又は忌避の申立て	民訴法 23, 24
3 4 裁判所書記官に対する除斥又は忌避の申立て	民訴法 27, 23, 24
4 12 救助の申立て	民訴法 82
5 15 閲覧等の制限の申立て	民訴法 92Ⅰ
6 16 閲覧等の制限決定の取消しの申立て	民訴法 92Ⅲ
7 21 文書提出命令の申立て	民訴法 219
13 35 家庭裁判所調査官に対する除斥の申立て	人訴法 34の2 民訴法 23
8 執行雑事件に該当する申立て総数 (受付通達別表第1)	※1
9 1 執行異議の申立て	民執法 11, 167の4Ⅱ 民保法 46
10 29 代替執行の申立て	民執法 171Ⅰ
11 31 間接強制の申立て	民執法 167の15Ⅰ, 167の16, 172Ⅰ, 173Ⅰ
14 家事雑事件に該当する申立て総数 (受付通達別表第5)	※1
15 2, 5 裁判官又は家庭調停官に対する除斥又は忌避の申立て	家事法 10, 11, 15
16 3 裁判所書記官に対する除斥又は忌避の申立て	家事法 13, 10, 11
17 6 家庭裁判所調査官に対する除斥の申立て	家事法 16, 10
18 13 手続上の救助の申立て	家事法 32Ⅰ
12 30 間接強制の申立て	民執法 167の15, 167の16, 172, 173

(注) 1 表側番号1ないし11, 13は、人事訴訟事件、通常訴訟事件及び保全命令事件に関連する申立てについて計上し、表側番号12, 14ないし18について、家事審判事件、家事調停事件及び審判前の保全処分事件に関連する申立てについて計上する。

2 表側番号12の「間接強制の申立て」には、「間接強制決定の変更等の申立て」を含まない。

年表作成上の留意事項

①事前確認

- 業務系システムの入力又は事件簿の記載が完了していることを当該入力又は記載担当者に確認したか
- 11月分の月報報告後に当年中の誤りを発見し、月報訂正報告書を提出している場合、12月分の月報報告において訂正分の数値を加減調整したか

②入力

- 数値を手入力する場合、誤って [] の画面に手入力していないか
(補足)「1月」から「12月」まで月ごとに手入力するのではなく、年間数値をまとめて手入力する場合には、「12月」を選択して手入力してください

【本表において特に注意すべき点】

- ※1の合計数について、月報[3012]の(11・い)の年間累計数と一致又はそれ以下となっているか(数値に大きな差がある場合には誤りの可能性あり)
(補足) []

- (一致しない場合)次の事件は月報[3012]に計上するが、本表には計上しないため
・受付通達別表第5の12(4)(令状請求事件にかかる雑事件)
・受付通達別表第5の12(4)~(5)(子の返還に関する事件にかかる雑事件)

③確認・報告

- [] の表示 [] はないか

【「承認待」状態で「データ表示」機能を用いて確認可能な事項】

- 前年年表の数値と比較して、統計傾向が大幅に異なる数値はないか
(補足)前年から数値が大幅に増加している場合、手入力した数値と業務系システムから取り込んだ数値の両方を計上している可能性があります

~不明な点は作成要領で確認すること(統計システムダウントロードページに掲載)~

【入力セル】

□ MINTASから数値を取りめる項目

家事年No. 6 訴訟等事件年表

【3240】表1 訴訟事件新受の訴額等内訳表

価額階級	訴訟事件		
	総数	(家ホ)人事訴訟	(家へ)通常訴訟
1 総数	※1	※2	※3
2 60万円まで			
3 140万円まで			
4 200万円まで			
5 500万円まで			
6 1000万円まで			
7 5000万円まで			
8 1億円まで			
9 5億円まで			
10 10億円まで			
11 50億円まで			
12 50億円を超える			
13 算定不能 非財産権上のもの			

い ろ は に

【入力セル】

■ 自動計算

□ MINTASから数値を取り込める項目

■ 報告対象外

年表作成上の留意事項

①事前確認

- 業務系システムの入力又は事件簿の記載が完了していることを当該入力又は記載担当者に確認したか
- 11月分の月報報告後に当年中の誤りを発見し、月報訂正報告書を提出している場合、12月分の月報報告において訂正分の数値を加減調整したか

②入力

- 数値を手入力する場合、誤って [] の画面に手入力していないか
(補足)「1月」から「12月」まで月ごとに手入力するのではなく、年間数値をまとめて手入力する場合には、「12月」を選択して手入力してください

【本表において特に注意すべき点】

- ※1について、月報【3012】の(12・い)の年間累計数と一致しているか
 ※2について、月報【3012】の(13・い)の年間累計数と一致しているか
 ※3について、月報【3020】の(7・い)の年間累計数と一致しているか
(補足) []

- 仮既済等再開により新受計上した件数について、(13)のいずれかに計上されているか

③確認・報告

- [] の表示 [] はないか

【「承認待」状態で「データ表示」機能を用いて確認可能な事項】

- 前年年表の数値と比較して、統計傾向が大幅に異なる数値はないか
(補足)前年から数値が大幅に増加している場合、手入力した数値と業務系システムから取り込んだ数値の両方を計上している可能性があります

～不明な点は作成要領で確認すること(統計システムダウンロードページに掲載)～

家事年No. 6 訴訟等事件年表

【3250】 表2 訴訟事件未済の審理期間表

事 件	未済総数	(うち) 合 議	6 月 以 内	1 年 以 内	2 年 以 内	3 年 以 内	4 年 以 内	5 年 以 内	10 年 以 内	10年を 超える
1 (家ホ) 人 事 訴 訟	※1									
2 (家ヘ) 通 常 訴 訟	※2		い	ろ	は	に	ほ	へ	と	ち り ぬ

【入力セル】

■ 自動計算

■ MINTASから数値を取り込める項目

年表作成上の留意事項

①事前確認

- 業務系システムの入力又は事件簿の記載が完了していることを当該入力又は記載担当者に確認したか
- 11月分の月報報告後に当年中の誤りを発見し、月報訂正報告書を提出している場合、12月分の月報報告において訂正分の数値を加減調整したか

②入力

- 数値を手入力する場合、誤って [] の画面に手入力していないか
(補足)「1月」から「12月」まで月ごとに手入力するのではなく、年間数値をまとめて手入力する場合には、「12月」を選択して手入力してください

【本表において特に注意すべき点】

- ※1について、12月分の月報【3012】の(12・ほ)と一致しているか
- ※2について、12月分の月報【3012】の(13・ほ)と一致しているか

③確認・報告

- [] の表示 [] はないか

【「承認待」状態で「データ表示」機能を用いて確認可能な事項】

- 前年年表の数値と比較して、統計傾向が大幅に異なる数値はないか
(補足)前年から数値が大幅に増加している場合、手入力した数値と業務系システムから取り込んだ数値の両方を計上している可能性があります

～不明な点は作成要領で確認すること(統計システムダウンロードページに掲載)～

家事年No. 6 訴訟等事件年表

【3260】 表3 保全命令事件未済の審理期間表

事 件	未 濟 総 数	3 月 以 内	6 月 以 内	1 年 以 内	2 年 以 内	2 年 を 超 え る
1 (家り) 保 全 命 令	※1					
2 (うち) 仮 处 分	※2					

い ろ は に ほ へ

【入力セル】

■ 自動計算

▣ MINTASから数値を取り込める項目

年表作成上の留意事項

①事前確認

- 業務系システムの入力又は事件簿の記載が完了していることを当該入力又は記載担当者に確認したか
- 11月分の月報報告後に当年中の誤りを発見し、月報訂正報告書を提出している場合、12月分の月報報告において訂正分の数値を加減調整したか

②入力

- 数値を手入力する場合、誤って [] の画面に手入力していないか
(補足)「1月」から「12月」まで月ごとに手入力するのではなく、年間数値をまとめて手入力する場合には、「12月」を選択して手入力してください

【本表において特に注意すべき点】

- ※1について、12月分の月報【3012】の(19・ほ)と一致しているか
- ※2について、12月分の月報【3012】の(20・ほ)と一致しているか

③確認・報告

- [] の表示 [] はないか

【「承認待」状態で「データ表示」機能を用いて確認可能な事項】

- 前年年表の数値と比較して、統計傾向が大幅に異なる数値はないか
(補足)前年から数値が大幅に増加している場合、手入力した数値と業務系システムから取り込んだ数値の両方を計上している可能性があります

～不明な点は作成要領で確認すること(統計システムダウンロードページに掲載)～

少年年No.1 少年保護事件行為別新受内訳年表

[4112]

行 为		人 员
1	総	数
2	一 般 保 護 事 件 総 数	※1
3	刑 法 犯 罪 (自動車運転死傷処罰法犯を含む)	※2
4	窃 盗	盜
5	詐	詐
6	恐	喝
7	損	領
9	遺 失 物 等	損 領
10	盜 品 諸 受 け 等	害
11	傷	害
12	傷 害 致	死
13	暴	行
14	脅	迫
15	殺 人 (死 亡 さ せ た 罪)	致 死
16	殺 人 (そ の 他)	致 死
17	強 盗	強 盗
18	強 盗 致	死
19	強 盗 ・ 強 制 性 交 等 致 死	死
20	強 盗 ・ 強 制 性 交 等	死
21	強 制 性 交 等 致 死	死
22	強 制 性 交 等	死
23	わ い セ つ	つ
24	賭 博	博
25	住 居 侵 入	入
26	放 火	火
27	失 火	火
28	過 失 政 死	傷
29	過失運転致死傷及び業務上(重)過失致死傷	傷
30	往 來 訪 問	害
31	器 物 損 壊	等
32	公 務 執 行 妨 害	害
33	危険 運 帆 致 死	死
34	危険 運 帆 致 傷	傷
35	そ の 他	他
36	特 別 法 犯 罪 (自動車運転死傷処罰法犯及び道路交通事故事件を除く)	数
37	暴 力 行 為	等
38	道 路 通 送 車 両	両
39	暴 力 刀 剣	劍
40	脅 兇 靴	罪
41	死 亡 防 止	止
42	風 俗 営 業 等	業
43	麻 草	薬
44	覚 セ い 刑	刑
45	出 入 国 管 理 ・ 駐 民 認 定	物
46	毒 物 剤 物	物
47	そ の 他	他
48	ぐ 犯 総 數	数
49	道 路 交 通 保 護 事 件 総 数	数
50	集 团 強 罷	致 死
51	集 团 強 罷	致 死

い

年表作成上の留意事項

①事前確認

- 業務系システムの入力又は事件簿の記載が完了していることを当該入力又は記載担当者に確認したか
- 11月分の月報報告後に当年中の誤りを発見し、月報訂正報告書を提出している場合、12月分の月報報告において訂正分の数値を加減調整したか

②入力

- 数値を手入力する場合、誤って [] の画面に手入力していないか
(補足)「1月」から「12月」まで月ごとに手入力するのではなく、年間数値をまとめて手入力する場合には、「12月」を選択して手入力してください

【本表において特に注意すべき点】

- ※1について、月報[4011]の(2・い)の年間累計数と一致しているか
 ※2について、月報[4022]の(1・い)の年間累計数と一致しているか
(補足) []

③確認・報告

- [] の表示 [] はないか

【「承認待」状態で「データ表示」機能を用いて確認可能な事項】

- 前年年表の数値と比較して、統計傾向が大幅に異なる数値はないか
(補足)前年から数値が大幅に増加している場合、手入力した数値と業務系システムから取り込んだ数値の両方を計上している可能性があります

～不明な点は作成要領で確認すること(統計システムダウンロードページに掲載)～

【入力セル】

■ 自動計算

■ 業務系システムから数値を取り込める項目

(業務系システムを利用していない場合には、手入力をする項目)

少年年No.2 試験観察年表

【4131】

事 件	試験観察の終了したものの観察期間									
	総 数	1月以内	2月以内	3月以内	4月以内	5月以内	6月以内	9月以内	1年以内	1年を超えるもの
1 過失運転致死傷及び業務上(重)過失致死傷事件										
2 道路交通事故事件										

い ろ は に ほ へ と ち り め

【入力セル】

■ 自動計算

■ 業務系システムから数値を取り込める項目

(業務系システムを利用していない場合には、手入力をする項目)

年表作成上の留意事項

①事前確認

- 業務系システムの入力又は事件簿の記載が完了していることを当該入力又は記載担当者に確認したか
- 11月分の月報報告後に当年中の誤りを発見し、月報訂正報告書を提出している場合、12月分の月報報告において訂正分の数値を加減調整したか

②入力

- 数値を手入力する場合、誤って [] の画面に手入力していないか
(補足)「1月」から「12月」まで月ごとに手入力するのではなく、年間数値をまとめて手入力する場合には、「12月」を選択して手入力してください

③確認・報告

- [] の表示 [] はないか

【「承認待」状態で「データ表示」機能を用いて確認可能な事項】

- 前年年表の数値と比較して、統計傾向が大幅に異なる数値はないか
(補足)前年から数値が大幅に増加している場合、手入力した数値と業務系システムから取り込んだ数値の両方を計上している可能性があります

~不明な点は作成要領で確認すること(統計システムダウンロードページに掲載)~

少年年No.3 少年審理期間年表

【4140】

事 件	総 数	審 理 期 間					
		1 月 以 内	3 月 以 内	6 月 以 内	1 年 以 内	2 年 以 内	2 年 を 超 え る も の
既済 1	道路交通保護事件	※1					
2 一般保護事件	※2						
3 未済 3	道路交通保護事件	※3			※4		
4 (成人刑事案件)	第一審						
5 再審							

い ろ は に ほ へ と

【入力セル】

- 自動計算
- 業務系システムから数値を取り込める項目
(業務系システムを利用してない場合には、手入力をする項目)
- 手入力をする項目

年表作成上の留意事項

①事前確認

- 業務系システムの入力又は事件簿の記載が完了していることを当該入力又は記載担当者に確認したか
- 11月分の月報報告後に当年中の誤りを発見し、月報訂正報告書を提出している場合、12月分の月報報告において訂正分の数値を加減調整したか

②入力

- 数値を手入力する場合、誤って [] の画面に手入力していないか
(補足)「1月」から「12月」まで月ごとに手入力するのではなく、年間数値をまとめて手入力する場合には、「12月」を選択して手入力してください

【本表において特に注意すべき点】

- ※1について、次の数値と一致しているか
 - ・月報【4011】の(7・ろ)の年間累計数
 - ・月報【4022】の(5・を)の年間累計数
- ※2について、12月分の月報【4011】の(3・は)と一致しているか
- ※3について、12月分の月報【4011】の(7・は)と一致しているか
- ※4について、「1月」から「11月」までの「データ入力」画面に数値を入力していないか
(補足)

(月報・年表入力システム利用マニュアル③(入力編)添付の【資料】年表累計対応表参照))

③確認・報告

- [] の表示 [] はないか

【「承認待」状態で「データ表示」機能を用いて確認可能な事項】

- 前年年表の数値と比較して、統計傾向が大幅に異なる数値はないか
(補足)前年から数値が大幅に増加している場合、手入力した数値と業務系システムから取り込んだ数値の両方を計上している可能性があります

少年年No.4 準少年保護年表

未済欄=(前年未済)+(当年新受)-(当年既済)と自動計算

【4150】(A表)

事 件	新 受	既 済														未 済	
		総 数	認 容	取 消 し	児童自立支援施設等送致	初等少年院送致	中等少年院送致	特別少年院送致	医療少年院送致	第1種少年院送致	第2種少年院送致	第3種少年院送致	移 送	回 付	併 合	そ の 他	
1 総 数	※1	※2															※3
2 保護処分取消事件																	
3 収容継続申請事件																	
4 戻 収 容 申 請 事 件																	
5 施設送致申請事件																	

い ろ は に ほ へ と ち り よ た れ む る を わ か

(注1) 準少年保護年表(A表)の既済の「取消し」欄には、少年法27条の2による保護処分取消決定のあったものを計上する。

(注2) 準少年保護年表(A表)の既済の「児童自立支援施設等送致」、「初等少年院送致」、「中等少年院送致」、「特別少年院送致」、「医療少年院送致」、「第1種少年院送致」、「第2種少年院送致」及び「第3種少年院送致」の各欄には、少年法26条の4による保護処分決定のあったものを送致先に応じて計上する。

【入力セル】

■ 自動計算

■ 業務系システムから数値を取り込める項目

(業務系システムを利用していない場合には、手入力する項目)

 手入力をする項目

■ 報告対象外

年表作成上の留意事項

①事前確認

- 業務系システムの入力又は事件簿の記載が完了していることを当該入力又は記載担当者に確認したか
- 11月分の月報報告後に当年中の誤りを見出し、月報訂正報告書を提出している場合、12月分の月報報告において訂正分の数値を加減調整したか

③確認・報告

- [] の表示 [] はないか
【「承認待」状態で「データ表示」機能を用いて確認可能な事項】
- 前年年表の数値と比較して、統計傾向が大幅に異なる数値はないか
(補足)前年から数値が大幅に増加している場合、手入力した数値と業務系システムから取り込んだ数値の両方を計上している可能性があります

②入力

- 数値を手入力する場合、誤って [] の画面に手入力していないか
(補足)「1月」から「12月」まで月ごとに手入力するのではなく、年間数値をまとめて手入力する場合には、「12月」を選択して手入力してください

【本表において特に注意すべき点】

- ※1について、月報【4011】の(9・い)の年間累計数と一致しているか
 ※2について、月報【4011】の(9・ろ)の年間累計数と一致しているか
 ※3について、12月分の月報【4011】の(9・は)と一致しているか
(補足) []

～不明な点は作成要領で確認すること(統計システムダウンロードページに掲載)～

少年年No.4 準少年保護年表

【4170】 (C表)

準少年保護事件既済人員の審理期間					
総数	1月以内	3月以内	6月以内	1年以内	1年を超えるもの
※1 い ろ は に ほ へ					

【入力セル】

■ 自動計算

■ 業務系システムから数値を取り込める項目
(業務系システムを利用していない場合には、手入力をする項目)

年表作成上の留意事項

①事前確認

- 業務系システムの入力又は事件簿の記載が完了していることを当該入力又は記載担当者に確認したか
- 11月分の月報報告後に当年中の誤りを発見し、月報訂正報告書を提出している場合、12月分の月報報告において訂正分の数値を加減調整したか

②入力

- 数値を手入力する場合、誤って [] の画面に手入力していないか
(補足)「1月」から「12月」まで月ごとに手入力するのではなく、年間数値をまとめて手入力する場合には、「12月」を選択して手入力してください

【本表において特に注意すべき点】

- ※1について、月報【4011】の(9・ろ)の年間累計数と一致しているか
(補足)

③確認・報告

- [] の表示 [] はないか

【「承認待」状態で「データ表示」機能を用いて確認可能な事項】

- 前年年表の数値と比較して、統計傾向が大幅に異なる数値はないか
(補足)前年から数値が大幅に増加している場合、手入力した数値と業務系システムから取り込んだ数値の両方を計上している可能性があります

年表報告における留意事項Ⓐ

01.12 情報政策課

毎月、年表（月毎）データの入力を行っている場合

《年表データの入力方法（民事 MINTAS を除く）》

- (1) 対応している項目については業務系システムから年表データを出力して読み込みを行い、対応していない項目については数値を手入力する方法・・・①及び③
 - (2) 数値を表様式に直接手入力する方法・・・②及び④
- ※ 民事 MINTAS には、年表数値の月報・年表入力システムへの自動反映機能があります。
- ※ 業務系システムに対応している項目の確認は、「年表作成上の留意事項」の各表を参照してください。
- ※ 誤入力を防止するため、業務系システムが対応している項目については全てデータの読み込みを行い、それ以外の部分のみを手入力で補う①及び③の方法を推奨します。

《報告までの流れ》

1

該当するシステム名を選択
↓
業務系システムから出力された年表（月毎）データの読み込み
※ 該当月を選択して読み込み
※ 手入力を要する項目については②の作業も行う

2

該当する表番号を選択
↓
年表（月毎）データを手入力
※ 該当月を選択して手入力
◇ []ボタンの押下

《留意事項》

- ※ 業務系システムから出力されたデータについて、読み込みを行ったか
- ※ 業務系システム又は民事 MINTAS から反映される部分以外の数値について、手入力を行ったか
- ※ 業務系システムから出力されたデータを読み込ませた場合に、次のような二重入力をしていないか
 - ・ 業務系システムにより既に読み込まれた数値を、手入力すべき表に重ねて手入力していないか
 - ・ 読み込んだ数値と手入力した数値の合算値が報告値となる項目について、手入力すべき表の該当項目に合算値を手入力していないか

1月から12月までの年表（月毎）データの入力を行った後、次の作業に進んでください

3

該当するシステム名を選択
↓
業務系システムから出力された年表（年次）データの読み込み
※ 「年次」を選択して読み込み
※ 手入力を要する項目については④の作業も行う

4

該当する表番号を選択
↓
年表（年次）データを手入力
※ 「12月」を選択して手入力
◇ []ボタンの押下

●「年表作成上の留意事項」①事前確認

- ※ 1月から12月までの月報が「承認待」以降の状態となっているか
- 「年表作成上の留意事項」②入力
- ※ 業務系システムから出力されたデータについて、読み込みを行ったか
- ※ 業務系システム又は民事 MINTAS から反映される部分以外の数値について、手入力を行ったか
- ※ 業務系システムから出力されたデータを読み込ませた場合に、次のような二重入力をしていないか
 - ・ 業務系システムにより既に読み込まれた数値を、手入力すべき表に重ねて手入力していないか
 - ・ 読み込んだ数値と手入力した数値の合算値が報告値となる項目について、手入力すべき表の該当項目に合算値を手入力していないか

《参照資料》

- ◆総長通達 H17.1.31 付け事務総長通達「裁判統計報告について」
- ◆課長通達 H17.1.31 付け情政課長通達「裁判統計報告に関する事務の処理について」
- ◆統計事務連絡 H31.4.5 付け情報政策課 参事官事務連絡「裁判統計報告に関する事務処理の報告方法等について」
- ◆月報マニュアル 月報・年表入力システム利用マニュアル

《データの入力》

月報マニュアル③「入力編」
P24~31

《データの修正》

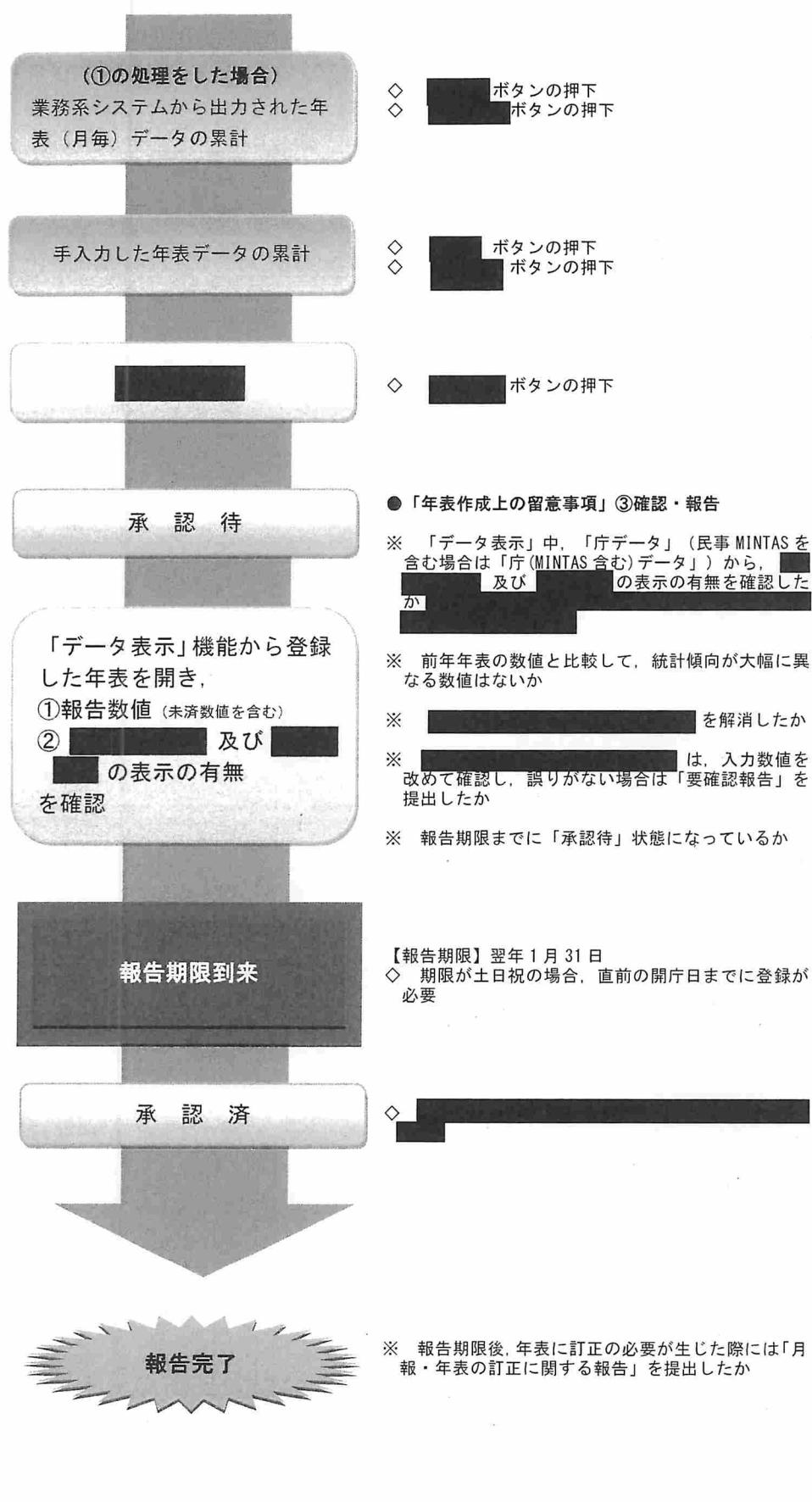
月報マニュアル③「入力編」
P50~55

《データの入力》

月報マニュアル③「入力編」
P32~38

《データの修正》

月報マニュアル③「入力編」
P50~55



《業務系システムから出力された年表（月毎）データの累計》
月報マニュアル③「入力編」
P39～42

《手入力データの累計》
月報マニュアル③「入力編」
P43～46

《本登録》
月報マニュアル③「入力編」
P47～49

《府データ》
月報マニュアル③「入力編」
P56～57

《照合エラー・要確認》
エラー・要確認項目一覧表

《要確認報告》
統計事務連絡別紙第1の1 (1)

《報告期限》
総長通達別表第2

《月報・年表の訂正に関する報告》
統計事務連絡別紙第1の1 (5)
《訂正の方法》
課長通達第3

◆以上の資料は統計システムダウンロードページからダウンロードできます

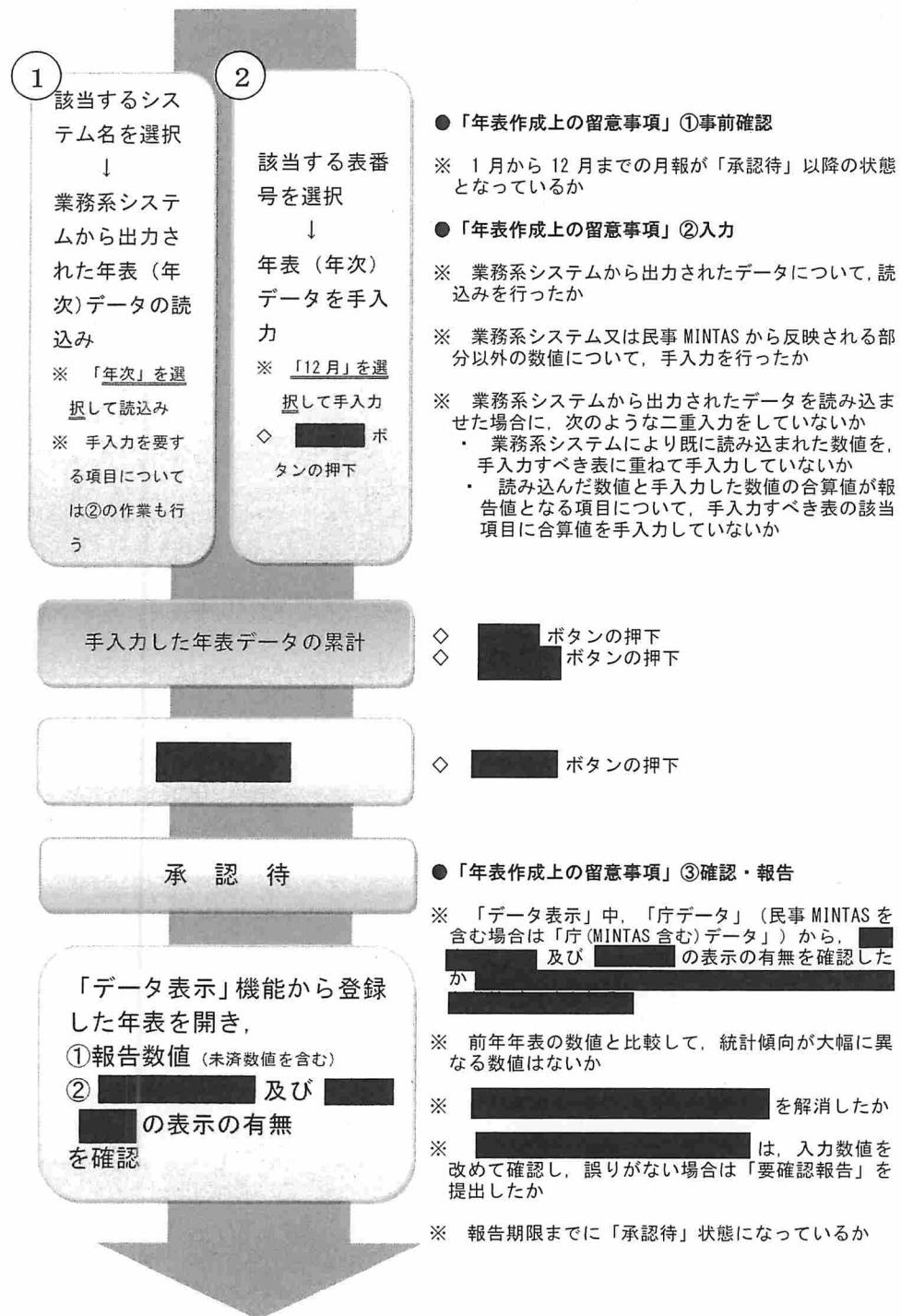
年に一度、年表データをまとめて入力する場合

《年表データの入力方法（民事 MINTAS を除く）》

- (1) 対応している項目については業務系システムから年表データを出力して読み込みを行い、対応していない項目については数値を手入力する方法・・・①
 - (2) 数値を表様式に直接手入力する方法・・・②
- ※ 民事 MINTAS には、年表数値の月報・年表入力システムへの自動反映機能があります。
- ※ 業務系システムに対応している項目の確認は、「年表作成上の留意事項」の各表を参照してください。
- ※ 誤入力を防止するため、業務系システムが対応している項目については全てデータの読み込みを行い、それ以外の部分のみを手入力で補う①の方法を推奨します。

《報告までの流れ》

《留意事項》



《参考資料》

- ◆ 総長通達 H17.1.31 付け事務総長通達「裁判統計報告について」
- ◆ 課長通達 H17.1.31 付け情報政策課長通達「裁判統計報告に関する事務の処理について」
- ◆ 統計事務連絡 H31.4.5 付け情報政策課参事官事務連絡「裁判統計報告に関する事務処理の報告方法等について」
- ◆ 月報マニュアル 月報・年表入力システム利用マニュアル

《データの入力》

月報マニュアル③「入力編」
P32～38

《データの修正》

月報マニュアル③「入力編」
P50～55

《手入力データの累計》

月報マニュアル③「入力編」
P43～46

《本登録》

月報マニュアル③「入力編」
P47～49

《序データ》

月報マニュアル③「入力編」
P56～57

《照合エラー・要確認》

エラー・要確認項目一覧表

《要確認報告》

統計事務連絡別紙第1の1
(1)

